目次

第一章 総則(第一条)

指定障害福祉サ ビ ス 事業者及び指定障害者支援施設 \mathcal{O} 指 定に係る 要件

(第二条)

第三章 定障害福祉 サ ビ ス の事業等 \mathcal{O} 人員、 設 備 及 び 運営 に 関 す

第一節 総則 (第三条·第四条)

第二節 居宅介護、 重度訪問介護、 同行 援護及 び 行 動 援 護

第一款 基本方針 (第五条)

第二款 人員に関する基準 (第六条―第八条)

第三款 設備に関する基準 (第九条)

第四款 運営に関する基準 (第十条—第四十四

第 五 款 基準該当障害福祉 ーサー ビスに 関する基準(第四十五条 第四十 九条)

第三節 療養介護

第一款 基本方針 (第五十条)

第二款 人員に関する基準 (第五十一条・第五十二条)

第三款 設備に関する基準 (第五十三条)

第四款 運営に関する基準 (第五十四条-第七十八条)

第四節 生活介護

第一款 基本方針 (第七十九条)

第二款 人員に関する基準 (第八十条―第八十二条)

第三款 設備に関する基準 (第八十三条)

第四款 運営に関する基準 (第八十四条—第九十五条)

第 五 款 基準該当障害福祉 サー ピ スに関する基準(第九 六六条 九

第五節 短期入所

第一款 基本方針 (第九十九条)

第二款 人員に関する基準 (第百条・第百一条)

第三款 設備に関する基準 (第百二条)

第四款 運営に関する基準 (第百三条―第百十条)

第五 基準該当障害福祉 サー ビスに関する基準 (第百十一 第百十二条)

第六節 重度障害者等包括支援

第一款 基本方針 (第百十三条)

第二款 人員に関する基準 (第百十四条・第百十五条)

第三款 設備に関する基準 (第百十六条)

第四款 運営に関する基準 (第百十七条―第百二十三条)

第七節 共同生活介護

第一款 基本方針 (第百二十四条)

第二款 人員に関する基準 (第百二十五 _ 条 • 第百二十六条)

第三款 設備に関する基準 (第百二十七条)

第 四 款 運営に 関する基準 (第百二十八条--第百四 [十一条)

第八節 自立訓練(機能訓練)

第一款 基本方針 (第百四十二条)

第二款 人員に関する基準 (第百四十三条・ 第百四十 四条)

第三款 設備に関する基準 (第百四十五条)

第 四 款 運営に 関 する基準 (第百四十六条 第百 兀 +九 条

第五 基準該当 障害福祉 サー ビスに関する基準 (第百五十条・ 第百五

条)

第九節 自立訓練 (生活訓練)

第一款 基本方針 (第百五十二条)

第二款 人員に関する基準 (第百五十三条・ 第百五 十四条)

第三款 設備に関する基準 (第百五十五条)

第四款 運営に 関する基準 (第百五十六条—第百五十 九条)

第五 基準該当障害福祉サー ビスに関する基準 (第百六十 条 第百六十

条

第十節 就労移行支援

第一款 基本方針(第百六十二条)

第二款 人員に 関 する基準 (第百六十三条 第百 六十五条)

第三款 設備に 関 はする基準 (第百六十六条 第百六十七条)

第四款 運営に 関する基準 (第百六十八条 第百七十二条)

第十一節 就労継続支援A型

第一款 基本方針 (第百七十三条)

第二款 人員に関する基準 (第百七十四 条 第百七 十五条)

第三款 設備に関する基準 (第百七十六条)

第四款 運営に 関する基準 (第百七十七条 第百 八 (十五条)

第十二節 就労継続支援B型

第一款 基本方針 (第百八十六条)

第二款 人員に関する基準 (第百八十七条)

第三款 設備に関する基準 (第百八十八条)

第 四 款 運 営に 関 する基 準 (第 百 八 +九 第百 九 十条)

第 五 款 基 準該 当 障 害福 祉 サ ピ ス に 関 する 基準 (第百九 +__ 条 第 百 九 +

四条)

 $\stackrel{\cdot}{\equiv}$ 共同 生 活 援 助

第一款 基本方 針 (第百 九 十 五 条)

第二款 人員に 関する基準 (第 百九十六 条 第百 九 十七条

第三款 設備に 関する基準 (第百九十 八条)

第四 款 運営に 関 でする基準 (第百九十九条 第二百

第十四節 多機能型に関する 特例 (第二百二条 ・第二百三条)

第十五 節 一体型指 定共同生活介護事業所等に関する特例 (第二百四条・

百 五 条)

第十 六 節 振興 山村 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 地 域 12 お け る 基 準 -該当障· 害 福 祉 サ ビ ス に 関 す る

基準 (第二百六条 第二百十条)

兀 章 指 定障害者支援施設 等 \dot{O} 人員、 設 鼠備及び 運営 に 関 す える基 淮

第 一節 総則 (第二百十一条・第二百十二条)

第二節 指 定障害者支援施設 等 の人員、 設備及び運 営 に 関 する 基

第一款 人員に 関する基準 (第二百十三条—第二百十六条)

第二款 設備に 関する基準 (第二百十 -七条・ 第二百十八条)

第三款 運営に 関する基準 (第二百十九条 一第二百六十九条)

(第二百七十条 第二百七十一条) 第五章

害福

祉サ

ビス

事業

の設備及び

運営に関

す

る基準

第一 節 則 •

第二節

療養

介護

(第二百七十二条

第三百条)

第三節 生活 介護 (第三百 一条 -第三百 八条)

第四 節 自立 訓練 (機能 訓 練) (第三百十九条--第三百二十三条

第五 飾 自立 訓 練 (生活訓 (練) (第三百二十四条 第三百二十八条)

第六 飾 就労 移行支援 (第三百二十九条 第三百三十七条)

七 節 就労 継続支援 A 型 (第三百三十八条 第三百五十二条)

飾 就労継続支援B 型 (第三百五十三条 —第三百五十五 条)

九 能 型に 関する特例 (第三百五十六条 第三百五十八条)

第 六章 地 域活 動支援 セン タ \mathcal{O} 設備及び 運営に関す る基準 (第三百五十 九

第三百 七 - 六条)

第 七 章 ホ Δ \mathcal{O} 設 備 及 び 運 営 に 関 す る基 進 (第三百 七十 Ł 条 第三百 九 +

第 八 章 障 害者支援施 設 \mathcal{O} 設 備 及 び 運営に 関する基準

第一節 総則 (第三百九十三条・第三百九十四条)

第二節 設備及び運営に関する基準(第三百九十五条―第四百三十六条)

附則

第一章 総則

第一条から第七十八条まで略

第四節 第 一 款 生活介護 基本方針

第七十九条 効果的に行うものでなければならない。及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ むことができるよう、 定生活介護」という。 生活介護に係る指定障害福祉サー)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営に係る指定障害福祉サービス(次款及び第三款において「指 施行規則第二条の四に規定する者に対して、 入浴、排せつ

第二款 人員に関する基準

(従業者の員数)

に規定する基 て 護事業所 「指定生活 指定 という。 準 介護事業者」 生活介護 \mathcal{O} 例に $\overline{}$ 0 よることとする 事業を行 に置くべき従業者 とい · う。 う者 が (第四 当 該 の員数に い事業を行っ 款及 び 係る基準は 第二百二十三条第 う事業所 以下 省令第七 「指 項 定生活 + お 条

(従たる事業所を設置する場合における特例

八十一条 る基準は、 省令第七十 指定生活介護事業所に 九条に規定する基準 従たる事業所を設置する場合に \mathcal{O} 例 によることとする。 お け る 例 係

(準用)

第 合におい 八十二条 第五 $\overline{+}$ 一条」 て 第五十二 同 条中 と読み替える 条 第 \mathcal{O} 五十 規定 ŧ 一条」 は のとする。 指 定生活 とある \mathcal{O} 介 は、 護 \mathcal{O} 事業に 「第八 十条に 0 V 7 お 準 用 1 て す 準 る 甪 す \mathcal{O}

第三款 設備に関する基準

(設備)

室、 八十三条 医務室及び多目的 指定生活 介護事 室その 業所 他運営に必要 は 訓 練 な設備を設 作業室、 相 けなけ 談 室、 れ 洗 ばならない 面 所、 便所

- 2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。
- 一訓練・作業室

一の訓練 作業 室 0 面 積 は、 定 員 一人当たり三・

ること。

ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

相談 室 室内に お ける談話 \mathcal{O} 漏 え 1 を 防 らぐため \mathcal{O} 仕 切 り を設 けること。

三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

四 便所 利用者の特性に応じたものであること。

五 静養室 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

六 医務室 治療に必要な機械器具等を備えること。

3 第 項に規定する 相談 室 及 び 多目 的 室 は 利 用者の 支援に 支 障 が な 11 合 は

兼用することができる。

4 規定する静養室及 び 医 務 室 は、 そ れ ぞ れ に 必 要な 設 備 及 び 機 械 具等

を備えることができる場合は、兼用することができる。

5 け れ 第一 ば な 項に規定する設備は、 らな 11 ただ 利用 専ら当該指定生活介護事業所 者の 支援に支障 が な 1 場 合 \mathcal{O} は 用 に 供 \mathcal{O} 限 す り る で t \mathcal{O} で

第四款 運営に関する基準

ポ八十四条から第百五十−条まで®

九 節 自 <u>\frac{1}{2}</u> 訓 練 全生 活 訓 練)

款 基本方針

常生活 百 する者に お \mathcal{O} で 11 五十二条 な て 向 け 又は社会生活を営むことが 「指 上 対 れ ば 定 等 L なら て、 自立 自立 のために必要な支援、 ない 訓 訓 施行規則第六条の 練 練 (生活) (生活 訓 訓 練) できるよ _ 訓練その 六第二号に規定する期間 に係る指定障害福 という。 う、 う、 他 施 行 \mathcal{O} 便宜を適切 \mathcal{O} 事業は、 規則 祉 第六条 サ か に 利 ピ 用 わ \mathcal{O} ス 0 効果的に た 七第二号に 者 (以 り生活 が 自 立 下 行 能 \mathcal{O} う 規定 力 た 節 \mathcal{O} 日

第二款 人員 に関 す Ź 基 潍

(従業者 1の員数)

従業者 す 百五十三条 を行う事 三条第一項に \mathcal{O} 員数 業所 指定自 お に係る基準 以 V て 下 <u>\</u> 「指定自 「指定自 訓 は、 練 (生活 省令第 立訓 <u>\frac{1}{1}</u> 訓 練 練 訓 百六十六条に規定する基準 練) 全 全 活 活 \mathcal{O} 訓 訓 事業を行う者 練) 練) 事業者」 事 業所 (第 四 とい とい う。 う。 款及び第二百二十 0) が当該 に よることと . 置く 事業 ベ き

(準用)

第百五十四 事業に \mathcal{O} え るも 九 は 条」 第 \mathcal{O} 0 とする。 百 とあ V 条 1六十七 \mathcal{T} 準用 る 第五十二条及び \mathcal{O} 条に は す る \neg 第百 お こ の 11 六 て 場合に 第八 準 + 用 七 す 条 +12 る省 お 条 お 11 令 7 VI \mathcal{O} 第五十 て 規定は、 準 第 五 用 山 十 二 条 す 条」 指定自 る省 1令第七 ٢, 中 立 「第五十 訓練 第 八十 +九 (生活 条」 条」 条中 と 読 訓 とあ 練 み替 第 る \mathcal{O}

第三款 設 備 に 関 す る 基 準

、設備

百五十五 所、 便所、 静養室及び 指定自立訓練 多目的室そ \mathcal{O} 基準 (生活訓練) は、 の他運営に必要な設 次 のとおりとする。 事業所は、 訓 備を設け 練 作業室、 な け れ 相談室、 ばなら ない。 面

訓練 作業室 2

前

項に

規定する設

備

ー の 訓 練・ 作業 室 0 面 積 は 定員 一人当たり三・三平方メ

る و الحرار الو

口 練 又 は作業 12 必 要 な 機 械 器 具等 を 備 えること。

相 談 室 室内に お け る談 話 \bigcirc 漏 え V を防 ぐた \Diamond Ó 間 仕 切り等を設けること。

三 洗 面 所 利 用 者 \mathcal{O} 特性に応じ たも \mathcal{O} であ ること。

四 便所 利用者の特性に応じたものであること。

五 静養室 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

- 業所に 立 そ るも ことができる。 訓練 指定宿 \mathcal{O} 基準は、 \mathcal{O} あっ (生活 を いう。 泊 て 型自立訓 次 は、 訓 練) のと 以下この節に 第 お 練 事業所にあっ 項に規定する設備の りとする。 (指定 お 自 V <u>\frac{1}{2}.</u> ただ ては、 て同 訓 練 U. (生活 同 ほか、 $\overline{}$ 項に規定する訓練 指定宿泊型自立訓練の を行う指定自立訓練 訓 練) 居室及び \mathcal{O} うち、 浴室を設けるも 宿泊 作業室を設け 型自 みを行う指定自 (生活訓 <u>\f</u> 訓 の と 練) 練 な に 係
- 一居室

イ 一の居室の定員は、一人とすること。

口 省令 第百六 +八 条第三項 第 _ 号 口 に 掲 げ る基準 を満た L て 11 ること。

二 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

4 第 項に 規定する 相談室及び 多目 的 室 は 利用者の 支援に支 障 が な VI 場合 は

兼用することができる。

5 合 所の用に は、 第一 項及 0) 供するもの 限 び第三項に規定す ŋ でな 1 でなけれ Ź ば なら 設 備 な は VV 0 専 ただし ら当該指 定 利 用 自 者 立 \mathcal{O} 訓 支援に支障が 練 生 活 訓 練 な 事

第四款 運営に関する基準

サービスの提供の記録)

第百五十 提 定宿泊型自 なけ 供 日 六条 れ ば 内 な 容 立 らな 指定自 そ 訓 練を \mathcal{O} 他必 11 除 1 要な 訓 練 事 (生活訓 を提供 項を、 指定自· 練) した際は、 事業者 <u>\</u> 訓 は、 練 当該指定自立訓 (生活 指定自 訓 立訓 練) 練 \mathcal{O} (生活 提 (生活 供 \mathcal{O} 訓 都 訓 度 練 記

2 該指定 指定 宿 自 泊 <u>\frac{1}{2}</u> 型自 訓 練 <u>\</u> (生活 訓 練 訓 \mathcal{O} 提供 練) 日 事 業者 内 容そ は、 \mathcal{O} 指 他 定 必 宿 要な 泊 型 事 自 項 立 を記 訓 練 録 を 提供 L な け L れ た ば 際 な は 5 な 当

3 け 決定障 なけ 指定 れ 自 宇書者等 ば 立 な 訓 5 練 な から 生 指 活 定自立 訓 練 訓 事 業者 練 (生活 は 訓 前 練) 二項 を提供 \mathcal{O} 規定 に たこと ょ る 記 に 録 0 に 1 際 7 確 T 認 は 支

(利用者負担額等の受領)

百五 担 供 た \mathcal{O} 七 支 払 は を受け 指 支給 定自 るも 決 <u>\frac{1}{2}</u> 定障 訓 \mathcal{O} 練 害者 とす (生 活 カュ 6 訓 当該 練) 指定自 事業者 は <u>\\</u> 訓 練 指 定自 全 <u>\(\frac{1}{2} \) \(\frac{1}{2} \)</u> 活 訓 訓 練) 練 (生活 係 る 訓 利 練 用 者

2 定 自 立 訓 練 (生活 訓 練) 事業者は、 法定代 理受領を行 わ な V 指定 自 立 訓 全生

活 る 指 定 障 を 提 害福 祉 した サ は、 ビ ス 、等費用 支給 決 定障害 基 準 額 \mathcal{O} 者 支払 カュ ら当 石を受け 該 指 定 る ŧ 自 立 \mathcal{O} とす 訓 練 全 訓

- 3 きる。 立. する 訓 指定 練 自 全 用 立 活 \mathcal{O} 訓 う 訓 練 ち、 練 生 活 次 (指 に掲 訓 定宿 練) げ る 泊 事 型自 · 業 者 費 用 \mathcal{O} 1 は 支 訓 払 練 前 を支給 を除 二項 \mathcal{O} 支払 決 \smile 定 を受け 障 に 害 お 者 V カン 7 る 額 ら 提 受け 供 \mathcal{O} さ ほ れ ること カュ る 便宜 指 が 定 へ に 自
- 一 食事の提供に要する費用
- 一 日用品費
- であ 便 宜 前二号に に 0 要す T 支給決 うる費用 掲 げ る 定 \mathcal{O} Ł 障 う \mathcal{O} 害者 5 \mathcal{O} ほ に 日 カュ 負 常 担 生活 指 させ 定自 に ることが お 立 訓 11 練 て t 生活 適当と 通常 訓 認 練) 要 \otimes と な 5 に れ る お る ŧ 11 Ł て \mathcal{O} 提供 に \mathcal{O} 係る さ 費用 れ る
- 4 ことがで る 便宜に 項及 指定 Ű 自 · きる。 第二項 要する費用 <u>\(\) \(\) \(\) \(\)</u> 訓 練 \mathcal{O} (生活 支払 \mathcal{O} を受け うち、 訓 練) 事 次 る 業者は、 (Z 額 のほ 掲 げ か、 る 指定宿 費 指定 用 \mathcal{O} 支払 宿 泊 型自 泊 を支給さ 型 自 <u>\</u> 立 訓練を行 決定 訓 練 障 に ごう場合 害者 お 11 カュ て 提 6 に 受け 供 は さ れ
- 一食事の提供に要する費用
- 二 光熱水費
- ことに を受け 居室 伴 (国 て建築され V) 必 若 要とな < は る費用 買 地 収さ 方 公 共 れ 寸 体 又 は \mathcal{O} 改造さ 負 担 若 れ た < Ł は 補 \mathcal{O} を 助 除 又 はこ れ \mathcal{O} ら 提供を行 準 ず る 0 Ł \mathcal{O}

四 日用品費

- 五. 要する費用 前 支給 各 決 掲 定障害者 \mathcal{O} うち げ る ŧ に負担させ 日 \mathcal{O} 常 \mathcal{O} 生 ほ 活 カュ 12 ること お 指 定宿 11 て が ŧ 泊 適 通 型自 当と認め 常 立 必 要と 訓 練 な 5 に れ る お るも Ł 11 \mathcal{O} て に 提 \mathcal{O} 係 供 さ る 費 れ 用 る で 便 あ 宜 0
- 5 百 七十 条 項第一号及 第五 項 \mathcal{O} 厚生 び 前 一労働大臣 項第 一号 が か 定 ら第三号までに めるところに 掲 よる げ ŧ る 費用に のとす る 0 V は 省 令 第
- 6 支払を受け 障害者に 指定自立 対 た 訓 L 交付 場合 練 (生活 は、 L な .訓練) 当 け 該費 れ ば 用 なら 事 業者 12 係 な 11 る は 領 第 収 証 -- を 項 当 カゝ 該 6 費 第 用 兀 項まで \mathcal{O} 額を支 に保 払 る 0 た支給 費用 \mathcal{O} 決 額 定 \mathcal{O}
- 7 及 \mathcal{O} び 指定 費用 に 自 当 立 た 訓 0 練 0 ては て (生活 説 明 を行 あ 訓 練 5 か 11 じ 事 め、 · 業 者 支給 支給 は、 決定 障 決 第 · 害者 定障 Ξ 項 害者 及 \mathcal{O} 同 び 意を 第 対 兀 得 項 な \mathcal{O} 当 け 費 該 れ 用 ば サ に な 5 る ピ な サ ス \mathcal{O} 内 ピ ス

(記録の整備)

百 五. +指 定自 立 訓 練 全 活 訓 練) 事業者 は、 従業者、 設 備 品 及 び

に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- \mathcal{O} た日 定 カュ に 自 関 ら する次 五. 年 間保 (生活 に掲 存 げ 訓 L な 練) る け 記 事 録 れ 業者 を整 ば な は 5 備 な Ļ い 用 当 者 該指 に 対 定 す 自 る指定自 <u>寸</u> 訓 練 生 立 活 訓 生 練 活 を 訓 提 練 供
- 計 お 画 11 て 準 用 す る 第 六 +条 第 _ 項 \mathcal{O} 規 定 ょ 1) 作 成 す る 自 立 訓 生 活
- 第百 五. + 六 条 第 __ 項 及 び 第二 項 に 規 定 す サ ピ ス \mathcal{O} 提 供 \mathcal{O}
- 三 条に お 11 て 準 用 す る 第 九 + 条 に 規定 す る 市 町 村 \sim \mathcal{O} 通 知 に 係 る記
- 兀 省令 \mathcal{O} 記 第百 七 +-- 条 に お 11 て 準 用 す る 省令第一 七 十三条第二項 に 規定する 身 体 拘

六 五. 況 及び 省令 次条 事 故 百 お 七 11 +際 7 潍 --- 条に て 用 採 す お 0 る た 11 第 処 7 兀 準 置 +に 用 条 第二 す 0 る 11 て 省 項 令 に \mathcal{O} 第四 規 記 録 定 +す 条第 る 苦 情 項 \mathcal{O} に 内 規 容 定 等 す \mathcal{O} る 故 \mathcal{O}

(準用)

第二十 <u>\</u> て準用 条第 ٢, 指 百五十九 令第三十 て準用する省令第二十二条の 二条中 百 て同じ。 「支給 条中 五. 定自 カン 六 「第九 全 第二十 第三十 第二十一 ら 決 項 <u>\f</u> 九 第 八 九 す 全 「第十一条」 条 る 定 条」 か 前 訓 九 条 12 几 \mathcal{O} 障 練 活 七 練 + 条 省令第四十条」 5 ے ک 条第二 条第二項中「第二十二条第二項」 害者 第四 ·四条ま 第三十 お 条 لح (生活 とあ 中 七十 計 練 V あ + 項 る 画 て 条 (指定宿泊 ま 項 で、 計 準 第三十六 と 条 七 る 第 「当該支給決 \mathcal{O} 訓 カコ で 四十 中「 ٢, あ は 練) 条 画 用 ら第 \mathcal{O} カュ は す る か 5 ٢, 百三十一条、 ٢, 第 5 第百 次 \mathcal{O} + 同 لح る _ \mathcal{O} 条」 **八条第一** 条中 第百 次条第 型自立 事 第 条 厚生労働大臣が は 七十二条まで、 九条まで、 第五 業に 七 第 第 第二十三条 第 四十二条まで、 定障害者等」 とある 六 +五. 八 「第四十条」 項から 項中 十条 +訓 百 _ 0 九条第一 項」 条に 九 練 七十 1 第百 0 第二十 条 中 を受ける者及び て \neg 六月 ۲, に は 中 第三項まで 一条に 準用する。 お 兀 お 療養 定め 第 V とあ 「支給決 「第百七十一 項中「次条第一項」とあ とあるの 十七条及び とあるのは 七十五 第 条、 て い とあ 介護計 る者を除 準 五. 十 お て 療養介護計 る 準 用 11 のは ことあ 条、 九条 す 用 る 定 て 第二十三条、 は 画 省令第百七十 準 す \mathcal{O} 障害者等 る省令第 \mathcal{O} 第百四十 条にお 「第百五 第七十六条、 「当該支給 <_ 用す 場合に は る 「第百 から第六十二条ま 画 る 前 لح \equiv 条」 あ \mathcal{O} る 下この 九条」 七十 とあ 月 る 1 \mathcal{O} は 省 お 八条 令第十 と、 \mathcal{O} て準用す 「第百 V 第二十四 決 七条第二項」 は る 一条に とあ て、 る 定障害 0 ٢, 第七 \mathcal{O} 自 \mathcal{O} 規定は る 八十八 は 五. は + 六 立 お お 自 訓 五.

٢, 条中 省令第百六十条」 る前条」と、 九十四条」 百四十四条の厚生労働大臣が (指定宿泊型自立訓練を受け 第百四十七条中「第百六十条」とあるの 第九十一条中 「第七十三条」とある と、 第百三十一条中 第九十 と読み替えるものとする。 「第 -四条中 九 十四四 \mathcal{O} は「第百七十一条にお 定める者に る者及び省令第百七十一条にお 条」とある 「前条」とあるのは「第百五 「支給決定障害者が」とあるの 限 0) る。 は は 「第百五十九条に 以下こ 「第百七十一条に 11 て準用する省令第七十三条」 の条にお 十九条にお は 71 おい 1 て準用する省令第 「支給決定障害者 お て て準用する第 同じ。 11 て準用する いて準用す $\overline{}$ が

第五款 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(基準該当自立訓練 (生活訓練)の基準)

自立訓 百六十条 き基準は に規定す 練 る特定基準 (生活訓練) 自立訓練 省令第百七十二条に規定する基準の 該当自立 生活 _ とい 訓 . う。 練) 訓 練 $\overline{}$ に係る基 (生活訓練) の事業を行う者が 準該当障害福 例によることとする。 を 除 当 「該事業に 次条に 祉 サ お ピ 関 V ス L て (第二百六 て満たすべ 基 準 該 条

(準用)

第百六十一条 活 .訓練) \mathcal{O} 事業に 第百 0 兀 V 十六条第二項か て準用する。 ら第六項まで \mathcal{O} 規定は、基準該当自立 訓練(生

第十節 就労移行支援

第百六十二条から第百七十二条まで略

第十一節 就労継続支援A型

第一款 基本方針

第百七十三条 す 活 お る者を雇 又は社会生活を営むことができるよう、 1 て 要な訓 「指 用して就労 定就労継続 練その 就 労継続支援 他 支援 \mathcal{O} \mathcal{O} 機会を提供するとともに、 便宜を適切 Α Α 型に 型」という。 係 か る指定障害福祉 つ効果的に行う 専ら $\overline{}$ \mathcal{O} 施行規 事業は そ サ \mathcal{O} 則 Ł 知識及び 利用 のでなけ 第六条の ピ ス 者が 次 能力 款及 れ +自 ば 第 1 な \mathcal{O} L び 向 号 た 第 6 兀 な 上 に 日 規定 常生 \mathcal{O} 款 11 た

(従業者の員数)

第二款

人

員に関する

基

準

第 支援 +百 続支援 七十四 六条に規定する基準 A 型 事 条 A型事業者」とい 業所」 指定就 とい 労継続支援 う。 \mathcal{O} 例 · う。 $\overline{}$ によることとす に $\overline{}$ 置 Α が当該 型 < べ \mathcal{O} き従業者 事業を行 事業を行う事 る。 う者 \mathcal{O} 員数に係 (第 業所 兀 款に る基 以 準 下 お は V 指 て 省令 定就労継 「指 第 定 就 百 続 八

(準用)

に 百七十五 第百 つい \mathcal{O} とあ とす 八 て +準用する。 条 る \mathcal{O} 七条におい は 第五十二条及 「第百 \mathcal{O} 八 て準用する省令第五十一条」 場合に +七 び 条に 第八 お + お 11 11 て、 条の 7 準 第 規定 用する省令第七 五十二条中 は、 ٤, 指 第五十 定就労継 第八十 九 条中 条」と読み替える 一条」 続 支援 「第七 とあ Α 型 の る 事 \mathcal{O} 九 は

第三款 設備に関する基準

(設備)

第百七十六 指定就労継 続支援 Ã 型事業所 は、 訓 練 作 :業室、 相 談 室、 洗 面 所

便所、 養室及び多目的室そ \mathcal{O} 他 運営上必 要な設備を 設 け なけ れ ば なら な VI

- 2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする
- 一 訓練・作業室
- イ 一 の 訓 練 • 作 業 室 0 面 積 は 定員 一人当たり三・三平方 以 E とす

ること。

- ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- 相談室 室内に お け る談話 0 漏 え V を防ぐための 間 仕 切 り等を設 けること。
- 三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
- 四 便所 利用者の特性に応じたものであること。
- 五 静養室 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- 3 第 項に 見規定す る 訓 練 作業室は、 指定就労継続支援 A 型 の 提供 に当たっ て支
- 障がない場合は、設けないことができる。
- 4 \mathcal{O} 支援に 第 一項に規定する相談室及び 支障がな 11 場合は 兼用 多目的室その することが できる。 他 必要な 設 備 に 0 VI て は 利 用 者 \sim
- ŧ \mathcal{O} で な け ればなら な 11 0 ただし、 利用者 の支援に支障 が な 11 場合 は \mathcal{O} 限 V)

5

第一項に

規定する

設

備は

専ら当

|該指定:

就労継続支援

Α

型事

業所

 \mathcal{O}

用

に

供

す

る

第四款 運営に関する基準

で

な

(実施主体)

第 百 七十七 条 実施主体 に係 る基準 は 省令 第 百 八 + 九 条に 規定す る基 準 \mathcal{O} 例 に ょ

ることとする。

(雇用契約の締結等)

第 百七十八 条 雇用契約 \mathcal{O} 締結等 に 係 る基準 は 省令第 百 九 + 条 に 規定する 基 準 \mathcal{O}

例によることとする。

(就労)

ば 地域 百七十九 なら \mathcal{O} 実情 な 条 並 び 指 に製品 定就労継続支援A 及び サ ピ ス 型事業者は、 \mathcal{O} 需給状 況等を考慮 就 労の 機会 し て \mathcal{O} 提 行 供 うよう努め に 当たっ な て は け n

2 6 \mathcal{O} 向上が な 指定 就労継 义 5 続支援 れるよう、 Α 型事業者は 利用者 \mathcal{O} 障 害 就 \mathcal{O} 労 特 \mathcal{O} 機会 性等を踏まえた工夫を行 \mathcal{O} 提供に当た 0 て は わ 作業 なけ れ \mathcal{O} ば 能 な

(賃金及び工賃)

第 百 八十 条 賃金及び工賃に係る基準は、 省令第百九十二条に規定する基準 \mathcal{O} 例 に

よることとする。

(実習 \mathcal{O} 実施)

先 百 の確保に する第六十条の 一条 と努めなけ 指定就 就 労継続支援 労継続支援 れ ばならな Α Α い 型計 型事業者 画 に 基 は づ 11 利 用者 て 実習 が 第百 「できる 八 ょ 十五条に う、 実習 お \mathcal{O} 11 受入 7

連携し ならな 共職業安定所、 指定就労継続支援A て、 11 利用者の 障害者就業 就労に対する意向及び 型 事 業者 • 生活支援 は 前 セ 項 ン \mathcal{O} 適性を踏まえて行うよう努めなけ 実習 タ 及 \mathcal{O} 受入 び 特 別 先 支援学校 \mathcal{O} 確 保 に 等 当 \mathcal{O} た 関係 0 7 は れ 関 ば 公

(求職活 動 \mathcal{O} 支援等 \mathcal{O} 実施

百 \mathcal{O} 八十二条 \mathcal{O} 利 用者 指定就 が行う求 労継続支援 職活動 \mathcal{O} 支援に努め Α 型事業者 なけ は、 れ 公 一共職 ば な 5 業安定所 な 11 で \mathcal{O} 求 職 \mathcal{O} 登 そ

2 適 性 タ 指定 ー 及 12 応じた求人の び 就 労継続支援 特別支援学校 開 A 拓に 等 型事業者 \mathcal{O} 努め 関係 機関 は、 なければならな と連携 公共職業安定所、 して、 11 利用 者 障 害 の就労に |者就 業 関 する意 生 活支援 向 セ

職場 へ の 定着 0) た \Diamond の支援等 \mathcal{O} 実施)

た日 ため、 11 八十三条 カコ 障害者 ら六月以上、 就業・ 指定就労継続支援A型事業者 職業生活に 生活支援セ ンター お け る相談等の 等の関係機関と連携し は、 支援の 利 用者 継 \mathcal{O} 続 職 場 努め て、 \sim \mathcal{O} なけ 利用 定着 者が を促 n ば 就 進 な 職 す る

(利用者 及 び 従業者 以 外 \mathcal{O} 者 \mathcal{O} 雇 用

げ 百 光労継続支! る利用 八 利用定員が + 利 用 兀 定 定 員が二十一 員 援 \mathcal{O} 指 Α + 型 定就 区分に応じ $\overline{\mathcal{O}}$ 人以上二十人以下 事業に 労 継 人以上三十人 続 支援 従事する作業員 当該各号に定 Α 型事業者 以下 利用 定員に 8 とし は、 +又 る数を超え 利用者 て は 百 雇 利 分の五 用 用 定 及 する場合 て雇用 員 び 従業者 に 十を乗じ 百 分 L は \mathcal{O} 7 以 兀 て は 次 外 得た +な \mathcal{O} \mathcal{O} を 5 各 者 乗 数 な 号 を に じ 11 て 定

利用 \mathcal{O} 定員が三十 11 ず れか --- 人以 上 十 二 又 は 利 用 定 員 に 百 分 \mathcal{O} 三十を乗じ て得 た 数 \mathcal{O}

準用)

11

ず

れ

カゝ

た

多

い数

-+ 百 二条まで、 条まで、 八十五 四条、 第八十 第六十 第二 +八 条 九 八 条 条、 条、 カ カュ 6 5 第九 第七 第三十 ++八 条ま 条 四条まで、 七 カュ 条 ら第七 から で、 第 第 二十 第百 十二条まで、 四十 -二 条 ま 四十六条、 第二十 で、 第 第百 七十 第 五 条 五 兀 + 十七 第二十 条 九 カコ 条 一条及び 6 カン ら第 第七 第百 六

第三十 号 三十 省 あ لح る る Α 九 お 七 型計 読 六号 中 あ す + す に 令 る \mathcal{O} 11 支 六 項 第 第 前 る は る 五. る お 7 七 \mathcal{O} 条」 替え 百 第二 援 七 は 省 画 条 省 11 中 第 \mathcal{O} \neg 六 第 令 令 に あ 七 は 条 と 7 \mathcal{O} Α _ 第百 項」 型計 ۲, る 十条」 とあ と 百 第 お 中 あ 第 十三条第二 準 る 第 「就 ŧ \mathcal{O} 七 あ 八 用 七十三条」 兀 る 条 第 11 定 第三十 八 第 四 + 画 る は +る 七 第 + \mathcal{O} 中 \mathcal{O} 労 7 す は 十 条_ 六 る 条 とす とあ 継続支援 五. +六 準 は \mathcal{O} \mathcal{O} 五. 第二十 第 条 条 五 ++ は 中 同 は لح 用 第 第 条に 項」 条 中 ٢, 六条 項第 12 第 る る 第 百 -- す ___ 百 九 「第 第 ٢, 条中 第六 る次 八 لح お 百 兀 \mathcal{O} お と + 五. 百 「第七 第 中 労 は 百 あ Α 11 八 あ 11 型計 て準 第七 五. る 号 八 +条 五. لح +六 条 لح __ \neg \neg 7 条に 条」 +前 条 第 +第二 第 \mathcal{O} 中 る 十 第 あ 五. 条 あ 準 十三条」 İ. 十七 条」 中 第 は \mathcal{O} 五. 画 用 九 兀 る 条 支 百 __ 甪 項」 条第 条 次 は 条 す 十条」 に 項 とあ 援 お \mathcal{O} 九 _ \mathcal{O} 第百 す ٢, 条」 療 +に に る第 は お 項 中 条第二項 لح 11 「第 は Α る お T お あ 養 لح る 七 V 第二十 九 六 とあ 第百 条 準 同 介 項 とあ て ٢, 次 \mathcal{O} 第 と 百 る 11 V \mathcal{O} あ + 護 中 条 用 + 九 項 準 は に て 7 \mathcal{O} 百 事 (第二号 +条第 第 第二十 準 準 計 療 用 お す 七 る る は 九 第 九 る 条 用 条」 用 養 七 一号 次 一項 第 る \mathcal{O} \mathcal{O} 画 \mathcal{O} す 11 「第 第 条 す 介 る 第 は 条 は は 百 す _ 7 七 七 第 ٢, 12 中 項 中 護 条 兀 _ 準 る る 条 九 「第百 百 لح 第 九 い 項」と、 計 第 用 前 + お 第 第 八 あ に 百 条 と +_ 7 「第五 「第六 ٢, 十五 百九 項 お 第二 す 条 兀 第 11 九 る 画 百 兀 あ 七 な 条 九 +八 条 る て + \mathcal{O} 九 11 る 11 条に + 六 省 + + 準 条」 十 + は لح لح + て 項 \mathcal{O} に 7 同 ۲, 令 五. 用 五. 療 条 七条 あ あ 七 準 条 中 は お 準 __ 項 _ 条 _ ٢, 第二項」 条中 条第 第 第 す 養 お 条 用 用 第三 る る 11 第二十 百 第 る 介 _ に 11 労 \mathcal{O} 12 す 第百 百 7 す \mathcal{O} 兀 九 省令 項」 は は る 準 六 同 護 お て お \mathcal{O} 号 _ 第 項 準 省 +項 八 用 中 と、 支 九 とあ 就 第 令 する 七 兀 第 T て +同 画 援 労 条 لح 百 五 項

第十二節 就労継続支援B型

第一款 基本方針

百 そ 六 利 用 及 六 \mathcal{O} \mathcal{O} 者 び が 活 第 第 \mathcal{O} 二百 便 就 自 労継 宜 立 \mathcal{O} 三 十 に を 谪 続 規 た 会 三条 支 定 切 \mathcal{O} 日 提 す 常 援 カュ 供 る 生 に 0 В を 活 お 型 果 又 诵 に 11 的 じ 対 は 係 7 社 る に て 指 会 指 行 7 就 生 定 定 そ う 活 就 ŧ \mathcal{O} 労 知 \mathcal{O} を 労 \mathcal{O} 営 継 で 識 機 会 むこ 続 な 及 を び 支 け サ 提 لح 援 能 n ば 力 供 が В ビ 型 な \mathcal{O} す で ス 5 向 る き な 上 る لح 以 لح ょ 下 \mathcal{O} 11 11 た t う。 う に \emptyset \mathcal{O} に 生 行 \mathcal{O} 必 産 規 事 則

第二款 人員に関する基準

(準用)

第 条中 条」 百八 支援B型の 省令第百八十六条」 十七七 とある 第百七十四条中 「第七十九条」と 条 事業に \mathcal{O} は 第五十二条、 「第百九十九条に 0 いて準用する。 ある と読み替えるも 第百八十六条」とあるのは \mathcal{O} は 「第百九 + お 条 及 この 11 て準用する省令第五十 のとする。 十九条にお 人び 第百 場合にお 七 十四四 1 「第百九十九条におい 11 7 て準用する省令第七十九条」 条 第五十二条中 の規定は、 一条」 ٤, 指 第五 定就 て準用す 第八十一 労継 +

第三款 設備に関する基準

(準用)

有八十 八 条 第 百 七 十 六条 0 規 定 は 定 В 0

する。

第四款 運営に関する基準

(工賃の支払等)

百八十九 条 工賃 \mathcal{O} 支払等 に 係る 基 準 は、 省令第二百一条に規定する基準 \mathcal{O}

(準用)

よることとする。

第二項 条及び とあ 業 ま 百九十条 二百二条に 百二条に 条まで、 + 11 7 る て 六 四条、 て \mathcal{O} る 12 で、 入条第二 る 0 第八十 用 支 中 \mathcal{O} 第百 は お する省令第三十六条」 1 す 就 「第百 お す は て 第六十八条、 第二十九条、 「第二十二条第二項」とあるのは 八十一 前 労継続支援 る省令第七 В 項」と、 お ** \ 準用する。 て準用する省令第四十条」と、 第十条から 「第百九十条にお . て 準 用 条」 型計 六条、 いて準用 九十条におい 条か 画 第八十 す 第三十七条中 B型計画」と、 第十八 第七 ٢, 十三条」 する省令第十一条」と、 る省令第九条」 ら第百 第七十条 第三十七 \mathcal{O} 場合に 十五 第 八 ٤, 六 条 条ま て準用する次条第 1 八十三条まで ٢, 条中 +か て準用する第百四十六条第一 か 条から第四十二条まで、 <u>.</u> で、 第四十一条中 お ら第九十四条まで、 ら第七十二条まで、 「第三十 第七十七条第二項第一 条中 V 「第七十三条」 第六十条中 て、 第二十条、 第十二条中 第五十 前 六条」とあ 第十条中 0) 「第百九十 規定は、 条」 第二十一条第二項中 一項」と、 「第四十条」とあ 「療養介護計画」 九条第一 とあ 第二十一条、 とある 「第九条」と 第十一 るのは -条にお る 第百四十六条 第七十五条 指定就労継続支援B 第五十 \mathcal{O} 号 項 中 \mathcal{O} は 「療養介護計 中 項」と、 は 「第二百二条に いて準用する第百 条」とある 「第六十条第一 第 九条から第六 第二十三条、 次条第 とあ 第二百二条に 百 る あ から第七十 「次条第一 九 \mathcal{O} る 第二十四条 十条 は \mathcal{O} 第百 る 画 は \mathcal{O} 「第二百 \mathcal{O} 項」と 型の 兀 は + とあ お 第二 七条 お 「就 「第 項 兀

六十 あ と とあ 第 るの るの あ 第二項」と、 あ 「第七十六条」 「第七十三条第二項」とあ 七条」 る る あ とあるのは 項 \mathcal{O} は は \mathcal{O} \mathcal{O} 中 る は 「第百九十条にお 「第百九十条にお とある 「第百. のは「第二百二条に 「第百九十条にお 「就労継 「第百八十 同項第五号中 とあ 九 \mathcal{O} 「就 九十条に 続支援 は 五条」 労 る 「第百 のは 継続支援B型計 お V В V とある 型 計 1 1 て準用する第九十四条」と、 る 九 て準用する第二十条第一項」と、 「第二百二条」と、 「次条」とあ て準用 お \mathcal{O} て準用する前条」 十条におい V 画 は「第二百二条において準用す のは て準 する第六十条第一項」と、 画 用する省令第百六十条」 第百九 る て準用する 同 と 読 \mathcal{O} 項第二号中 は Ł, 十条」と、 第九十一 み替えるも 「第百九十条」と、 第百四十七条中 第九十条」 「第五十五条第 条 中 第九十四条中 のとする。 就 同 ٢, ٢, 「療養介護計 労継続支援 第九十四条」と る省令第七十三 項第三号中「第 第百八十一 同項第六号 同項第四号 「第百六十 項」 「前条」

第五款 基準該当障害福祉サービスに関する基

進

百九十一条から第二百十条まで略

(定義) 第一節 総則

第四章

指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準

第二百十一条 施行令、 施行規則及び障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、 この章において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、法、

に お 11 及 て び 運営 「省令」 に関す と V る う。 基準 (平成 に お V 十八年厚 て使 用 生労働 す る 用 省令 語 \mathcal{O} 第 例 に 百 ょ 七十二号。 る。 以下 \mathcal{O}

(指定障害者支援施設等の一般原則)

- 第二百十二条 ょ に、 ら を作成し、 の事情を踏まえた計 り利用 な その 効果に 者に ۲ 対 れ 指定障害者支援施設等は、 して適 9 に 11 基づき利用者に 7 画 継続的 切 (第二百三十五条第一項にお か 0 効果的に施設 な評価を実施することその 対して施設障害福祉 利 障害福祉 用 者 \mathcal{O} 意向、 11 サ て サ 「個別支援計 他 適 ピ 性、 \mathcal{O} ピ スを提供 スを提供するととも 措置を講ずることに 障害 しなけ 画と \mathcal{O} 特 性 いう。 れ そ ば \mathcal{O} な
- 2 \mathcal{O} 指定障 立場に 1 害者 0 支援施 た施設障害福 設等 は 祉 サ 利 用 ビ 者 ス \mathcal{O} \mathcal{O} 意 思 提 供 及 12 び 努め 人 格 な を 尊 け れば 重 L なら て、 な 常 い に 当 該 利 用 者
- 3 する等の を設置する等必要な体 指定障害者支援施設 措置を講ず るよう努め 制 等 は、 \mathcal{O} 整備を行うとともに、 利 なけ 用者 れ \mathcal{O} ば 人権 な ら \mathcal{O} な 擁 護、 1 その 0 虐待 従 に業者に \mathcal{O} 防 止 対 等 \mathcal{O} ため、 研修を実施 責任 者
- 4 置を講ずるよう努め 指定障害者支援施設等は なけれ 利用者 ば なら な \mathcal{O} 安全を確保する V た め、 事 故 \mathcal{O} 防 止 に 関 す る

第二節 指定障害者支援施設等 \mathcal{O} 人 員、 設備 及 び 運営に 関 す

第一款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第二百十三条 加条に 規 定する基 指定障害 準 \mathcal{O} 者支援施設等に置くべき従業者 例 に よることとする。 \mathcal{O} 員 数 に 係る 基 準 は 省

(従業者の員数に関する特例)

第二百十四 条 指定障害者支援施 設等 0 従業者 0 員数に 関 す る 特 例 に 係 る 基 準 は

省令第四条の二に規定する基準の例によることとする。

(複数の 昼間 民実施サ ビス を行う場合に お ける従業者 1の員数)

二百十五 る従業者の (従たる事 条 員数に 業所を設置する場合に 指定障害者支援施設等が複数の 係る基準 は 、省令第五条に規定する基 における 特例 昼間実施 サ 準 \mathcal{O} ビスを行う場合に 例によることとする。 おけ

第二百十六 に係る基準は、 指定障害者支援施設等に従たる事業所を設置する場合に 省令第五条 の二に規定する基準 \mathcal{O} 例によることとする お け る

第二款 設備に関する基準

(設備)

第二百十七 所、 便所、 相 談室、 指 定 障 静 害者支援施 養室 及 び 多目 設 等 的 は、 室 そ 訓 \mathcal{O} 練 他 運営上 作 -業室、 必 要な設 居室、 備 食 堂、 を設 け 浴 室、 な け れ ば 面

ならない。

2 指定障害者支援施 設等 \mathcal{O} 設 備 \mathcal{O} 基 準 は、 次 \mathcal{O} とお りとする。

一訓練・作業室

専ら当該指定障害者支援施設等が 提供 する施設 障 害福祉 サ ピ ス \mathcal{O} 種 類ご

0) 用 に供するも \mathcal{O} であること。ただし、 利用者 \bar{o} 支援に支障 が な 11 · 場 合 は、

この限りでない。

口 一 の 訓 練 作業 室 0 面 積 は、 定員 当たり三・三平方メ 以

ること。

ハ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

一居室

イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。

ロ 地階に設けてはならないこと。

ノヽ 省令第六条第二項第二号 ハに掲げ る基準を満たし ていること。

ニ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ホ 一以上の出入 П は、 避難上有効な空地、 廊 下 又 は 広 間 に 直 接面 して設ける

ے ح

 \sim 必要に 応じ て 利 用 者 \mathcal{O} 身 \mathcal{O} 口 り 品を保管することが できる設備を備えるこ

と。

ト ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

三食堂

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

ロー必要な備品を備えること。

四 浴室 利用者の特性に応じたものとすること。

五

洗面所

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 利用者の特性に応じたものであること。

六 便所

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 利用者の特性に応じたものであること。

七 相談室 室内にお け る 談 話 \mathcal{O} 漏 えい を防ぐた \otimes \mathcal{O} 間 仕 切 ŋ 等を設け ること。

八 廊下幅

1 五. X ル 以上とすること。 ただ L 中 廊 下 \mathcal{O} 幅 は 八 メ

以上とすること。

口

廊 下 \mathcal{O} 部 \mathcal{O} 幅 を拡張することによ り、 利用者、 従業者等 \mathcal{O} 円 滑 な 往来に

支障がないようにしなければならないこと。

- 九 静養室 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- 3 \mathcal{O} 基準 指定 することとする 障 は 前 者支援施 項 に規 定 設 す 等 る が 生 ほ 活 カュ 介 治 護 療 又 は に 必 自 要 立 な 訓 機 練 械器 機機 具 能 (等を備 訓 を行 え て う VI 場合 る 医 務 \mathcal{O} 室 設 を
- 4 規定す 設 認定 又は 認定 規則 養成施設 る 指 定 ほ か、 の規定に 障害者支援 あん لح ょ 摩 て 施 必要とされ ŋ 7 á 設 ツ サ が W 摩 就 ジ 労 7 指圧 る ツ 移 設備を サ 行 師、 支援 ジ 指圧 有 は を 行 することとする ŋ 師、 師 う 場合 及 は び り き \mathcal{O} 師 ゆ 設 又は う 備 師 \mathcal{O} きゅ に 基 係 準 う師に る学校 は 係 養 る学 成 項 施
- 5 当た 第 項 0 べに規定 T 支障が す な る 相 11 範囲 談 室 及び で 兼 用 多目 す る 的 こと 室 に が 2 で V きる。 て は、 利 用 者 \sim \mathcal{O} サ ピ ス \mathcal{O} 提
- 6 (設備 要な 第 設 項に に 関 備 規定す 及び す る特 機 例 械器具等を備 る 静 養室 及 び 第三項 えることが に 規 できる場合は、兼用 定す る医務 室に 0 11 す ることが て は そ できる。 れ ぞ れ
- 二百十 和二十 玉 と \mathcal{O} 7 る 指定 指定 を 11 二年 例 入 障 う。 を 的 八 害児入 所支援 条 法 た 提 供 に係る指 律第百六十四号) 指定障害 所施 て L 同 T V 項 設 る 第 等 に規定す 定障害児 者支援施設等が る場合に 九 を \mathcal{O} 11 う。 六 4 る指 第 な 条 0 入所施設 \smile す \mathcal{O} 1 四十二条第一号に 定入所 の指定 ر ح 設 ては 等 が に 福 支援を 児童 でき 係 を受け、 祉 同 型障 る 基準 福祉 法第二十四 .害児 11 規定す う。 カュ 法 を 満たすことをも 施 つ、 入 行 所 施設 条 とを 施 条 る 例 福 設 \mathcal{O} 同 障 祉 平 (児童福祉 型障 害福 第 _ -成二十四 \mathcal{O} . 害児 0 施 祉 項 設 E て サ 規 12 入 年 定 所施 お ピ (昭 す ス

第三款 運営に関する基準

^{弗二百十九条から第三百条まで略}

第三節 生活介護

(基本方針)

第三百一条 生活介護の 的に行うもの 食事の介護、 とができるよう、 でなけ 創作的 施行規則第二条の れ 活動又は生産活 ば 事業は、 ならな 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営 \ . 動 四に規定する者に対して、 \mathcal{O} 機会の が提供その: 他 \mathcal{O} 便宜を適切か 入浴、 排せ つ及び 0 効果 む

(構造設備)

第三百二条 ならない。 構造及び設備 い う。 用者の保 $\overline{}$ が当該事業を行う事業所 健衛生に関する事項及び防災に 生活介護の事業を行う者 は、 利用 者の特性に応じて工夫され、 (以下 (以下この 「生活介護事業所」 ついて十分考慮されたものでなけ 節にお かつ、日照、 いて 「生活介護事業者」と とい 採光、 う。 $\overline{}$ 換気等の \mathcal{O} 配置、 れば

(管理者の資格要件)

第三百三条 規定する基準の 生活介護事業所の 例によることとする。 管理者の資格要件に係る基準は、 省令第三十五条に

(運営規程)

三百四条 0 1 ての 重要事項に関する運営規程を定め 生活介護事業者は、 生活介護事業所ごとに、 ておか なけ れ ばならない 次に掲げる事業の 運営に

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 利用定員
- 五. 生活 介 護 \mathcal{O} 内 容 並 び に 利 用 者 カュ ら受領 す る 用 \mathcal{O} 種 類 及 び そ \mathcal{O} 額
- 六 通常 \mathcal{O} 事業 \mathcal{O} 実施 地 域 生 活 介護事 業所 が 通常 時 に サ ピ ス を提供 す 地
- をいう。第三百九条において同じ。)
- 七 サービスの利用に当たっての留意事

項

- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 事業の 主 たる 対 象 と す る 障 害 \mathcal{O} 種 類 を 定 \Diamond た場合 に は、 当 該 障 害 0
- 十一 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十二 その他運営に関する重要事項

(規模)

第三百五条 生活介 を有するも にも 護事業所 利 用 者 \mathcal{O} 生 \mathcal{O} で 活 なけ に 確 介 護 保 0 \mathcal{O} れ 事 11 業所 て ば 見込みがな は、 なら は 十人以上とすることが な <u>二</u> 十 *١* ٥ V ただし とし 人以 て 上 知 \mathcal{O} 事 振 人員 が 興 認 Щ を できる。 8 村 利 る そ 用 ŧ \mathcal{O} さ 他 せる \mathcal{O} に \mathcal{O} こと お 地 11 域 \mathcal{O} が 7 う できる から、 業を行 規 将 来 模

(設備の基準)

第三百六条 そ 運営を期待 医 |務室及 \mathcal{O} \mathcal{O} 社会福 部を設け び 生活 することが 祉 多目的室 施 な 設 等 介護 11 ことが そ 事 \mathcal{O} 設 \mathcal{O} できる場合 業 備 他 所 っできる。 運営 を は 利 用 上 訓 で す 必 練 要な あ ることに 作 0 て、 設 :業室、 は備を設 利 ょ 相 用 ŋ 当 者 け 談 該 室 \mathcal{O} な 支援 生 け 活 れ 洗 ば 介 面 支障 護事 な 所 6 業所 が な 便 所、 な 11 0 \mathcal{O} V ときは 効果的な た 静養 だ 室

- 4 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。
- 一訓練・作業室
- イ <u>ー</u>の 訓 練 • 作 業 室 0 面 積 は 定員 当たり Ē 三平方メ

ること。

- 口 訓 練 又 は作 業 12 必 要な 機 械 器具 等 を 備 えること。
- _ 相談 室 室内に お け る談話 \mathcal{O} 漏 え V を防ぐため \mathcal{O} 間 仕 切 ŋ 等 を設 け
- 三 洗 面 所 利 用 者 \mathcal{O} 特 性 に 応 じ た ŧ \mathcal{O} で あ ること。
- 兀 便 所 利 用 者 \mathcal{O} 特 性 に 応 じ た Ł \mathcal{O} で あ る
- Ŧī. 養 室 台 又 は れ に 代 わ る 設 備 を 備 えること。
- 六 医務室 治療に必要な機械器具等を備えること。

3 に 規 定する 相談 室及 び 多目 的室 は 利用者の 支援に支障 が な VI 合 は

兼用

することが

できる

- 4 を備え 第 ることができる場合は 項に 規定する 静養室及 び 兼 医 用 務 することがで 室 は、 そ ħ ぞ きる れ に 必 要な 設 備 及 び 機 器 具
- 5 ばならな 第一 項に規定する設 ただし、 備は、 利用 者の 専 支援に支障 ら当該生活 が 介 護事 な V *業所 場合 は \mathcal{O} 用 に 供 \mathcal{O} 限 す り る で ŧ な \mathcal{O} で V な け n

(職員の配置の基準)

第三百七 令第三十 九条に規定す 生活介護事業者が る基準 生 \mathcal{O} 例 活 によることとする 介護事業所 12 置 ベ き 職 員 \mathcal{O} 配 置 \mathcal{O} 基準 は 省

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第三百八条 準は、 省令第四十条に 生活介護事業所 規定する に 従 基準 た る事業所 \mathcal{O} 例に を設置する よることとする。 場 合 に お け る特 例 に 係 る基

(サービス提供困難時の対応)

第三百九条 \mathcal{O} (介護) 生活介 し自ら 護 適切な生活介護を提供 事業者等の紹介その他の 生活介護事業者は、 することが 通 常 必要な措置を速やかに講じなければならない \mathcal{O} 事 ,業 困難であると認めた場合は、 0 実施地 域等を勘案し、 利用申込者に 適当な他

第三百十条 する。 介 護 に 係る基準 は、 省令第四十二条に規定する基準 0 によることと

(生産活動

- 第三百十一条 情並び 11 に 製品 生活介 及 び サ 護事業者は ピ ス \mathcal{O} 需給 状 生産 況等 活 すを考慮 動 \mathcal{O} 機会の L 7 行 提 うよう 供 に当たっ 努め な て け は、 れ ば 地 な 域 5 \mathcal{O} な 実
- 2 ならな 者 0 生活 作業時間 介 11 護事業者は 作業量 等 生産 が そ 活 \mathcal{O} 動 者 \mathcal{O} 12 機 過重 会 \mathcal{O} な 提 負担 供 に とな 当た 5 つ な て は、 11 ょ う 生 12 産 配 活 慮 動 L 12 な 従 事 け する れ ば
- 3 上が VI 生活 义 5 介護事業者は れ るよう、 利 用者 生産 \mathcal{O} 活 障 動 害 \mathcal{O} \mathcal{O} 機 特性 会 \mathcal{O} 等を踏り 提 供 に まえた . 当 た 0 工夫を行 て は、 生 わ 産 な 活 け 動 ħ \mathcal{O} ば 能 な 率 5 \mathcal{O} な 向
- 4 な 生活 \mathcal{O} 設置等生産活動を安全に 護事業者は、 生産活 行う 動 \mathcal{O} 機 た 8 会 に \mathcal{O} 必 供 要 か 12 · 当 た 2 適切 0 な て 措 は、 置を講 防 塵 設 U な け 又 は n ば 消 な 設 5

(工賃の支払)

第 三百十二条 工賃の支払に係る基準 は、 省令第四 十四四 条に規定する基 準 \mathcal{O} 例 に ょ

ることとする。

(食事)

- 第三百十三条 同意を得なければ 明し、 提供を行う場合には 生活介護事業者は なら な 11 0 そ \mathcal{O} あ 内 5 容 か 及 じ \aleph び 費用 利 用 に 者 関 に L て 対 説 L 食 明 事 を 行 \mathcal{O} 11 供 利 \mathcal{O} 用 有 者 \mathcal{O} を
- わ 考慮し、 に応じた、 なけ 生活介護事業者は、 れ ば 適切な時間に なら 適切な栄養量及 な 食事 食事 び \mathcal{O} 提供に 提供 内 容 \mathcal{O} を行うと 当た 食事 \mathcal{O} 2 とも て 提供を行うた は に、 利 用 利 用 者 め、 者 \mathcal{O} \mathcal{O} 心 年 必 身 要な栄養管理を行 齢 \mathcal{O} 及 状 CK 況 障 害 及 び \mathcal{O} 嗜し 特 好 性 を
- 3 調理は あ 5 かじめ 作 成さ れ た 献 1 12 従 0 7 行 わ れ な け れ ば な 5 な
- 4 \mathcal{O} 指導を受け 生活 カ な 介 護事業者は、 11 ときは、 るよう 献 努めなけ 食事 1 \mathcal{O} 内 \mathcal{O} 容、 れ 提供を行う ば 栄養価 ならな \mathcal{O} 場 11 算定 合 で 及 あ び 0 調 て 理 \mathcal{O} 生 方法 活 介 護 事 0 業 11 所に て 栄養 所 士:

(健康管理)

第三百十四条 康保 持のための適切な措置を講 生活介 護 事業者は になけ 常 に 利 れ 用 ば 者 なら \mathcal{O} 健 な 康の 11 状 況 注意するとと ŧ

(緊急時等の対応)

第三百十五 な措置を講じ 変が生じ た場合その 条 職員は、 な け れ ば 他必要な場合 ならな 現に生活介 V は、 護 \mathcal{O} 提供 速や かに医療機 を行 0 て 1 関 るときに利用者 \sim \mathcal{O} 連絡を行う等 に病 状 \mathcal{O} \mathcal{O}

(衛生管理等)

- 第三百十六 11 て、 要となる機械器 衛生的な管理に努め、 生活介護 事業者 具等 \mathcal{O} 又は 管理を適正 は 衛生上 利 用者 に 必 \mathcal{O} 行 使用 要な措置を講ずるととも わ なけ する設 ħ ば 備 なら 及 び な 飲 11 用 に に、 供 す Ź 健 康 水 管 に 理 0
- まん延し 生活介護事業者は、 ないように 必 要な措 生活介護事業所に 置 を 講 ず Ź よう お 11 努 て 感染症 \emptyset な け 又は食中 れ ば なら 毒が発生 な V 又 は

(協力医療機関)

三百十七 \Diamond 協力 医 療 機関を定め 生活介護 事業者 てお か は な け 利 用者 れ ば な \mathcal{O} 5 病 な 状 \mathcal{O} VI 急 変 等 に 備 え る ため あ ら カコ

(準用)

第三百十 条まで 七条ま 七十七 条第二項第 \mathcal{O} で 規 条 定は、 第 第二百 二百九十二条 生 _ 号 活 七 中 介 護 六 「第二百 条、 \mathcal{O} カュ 事 5 業に 第二 第二百 八 十五 9 百 九 七 11 条 て + +準用す 第 兀 七 「 条 ま 条、 項」 第二百 る。 で、 とある 第二百九 $\sum_{}$ 八十 \mathcal{O} 場合 \mathcal{O} は + 条 第三百 お 六 から第二百 条 11 て、 から 十八条に 第三百 八 +

とあ 八条に とあ 十二条」 五. 二条第二 て 介 ŧ る お に \mathcal{O} 潍 護 \mathcal{O} 11 とする。 お は 用 る 中 る T お に \mathcal{O} 1 \mathcal{O} す 画 「第三十二条第二項」 一項」と、 とあ て 生 る お は 11 は て準用 準 活 す 1 「第 省令第二十 「第三百 介護 て 用 る第二百 る 準 \mathcal{O} 五. す 同 $\overline{+}$ Ź 計 する 第二百 用 は 項 前 画 +条 す 第 次条第 第五 条」 八条に に る 八 八条第二項」と、 ٢, 十 五 お 省令第二十 八十四条第 と、 十条に 中 V 第二百 とある 条第一 T お ___ 「第二十 項」 準用 第二百九十 い て お ۲, 八条」 項」 準用 11 す 八十六条中 _ のは 項 中 Ź て 八 第二百 準 省 条第二項」 す 同 -用す 令第 ۲, 六六条 第 五 る第二百九 項第三号 次 っる省令: 一十条に <u>二</u> 十 第二百 中 条第一項」 八 「前条」と 十五 養 「第二十 介 九 中 条中 条」 九十 第三十二条」 お +護 あ 「第二百 7) 八 る 計 条第二 あ とあ 5 七 八 「療養介 7 画 条 条 準 る は 第 中 _ 用 \mathcal{O} る 九 とあ 三百条 する 項」 とあ は \mathcal{O} +第 「第二十 と読み 護計 は 八 五. 「第三百 条第二 る ٢, 十条 省令第三十 \neg \mathcal{O} 中 \mathcal{O} 画 第三 は に 九 は 同 条」 とあ 百十 項第 項」 お

第四節 自立訓練 (機能訓練

(基本方針)

三百十九 会生活を営 \mathcal{O} て 維持 け 施行 れ ば 条 な 規 向 上等 則 む 5 第六 こことが な 自 \mathcal{O} 立 条 た 訓 \Diamond \mathcal{O} で 練 六第 きるよ に (機 必 要な 能 __ 号 う、 訓 E 訓 規定す 施 練 行規 そ \mathcal{O} \mathcal{O} 事 る 則 業 他 期間に 第六 \mathcal{O} は、 便宜を適 条 利 わ \mathcal{O} 用 た 者 七 切 り、 第 が か 自 号に 身 0 立 効果的 体 L 機 規 た 能 定 日 に行う する者 又 は 生活 生 活 ŧ 又 能 対 は 0 力 で 社

(職員の配置の基準)

二条に規定 <u>\f</u> 三百二十 (機 能 機 条 訓 練) す 能 る 自 訓 基準 事業所」 練) 立 訓 事業者 練 \mathcal{O} 例 (機 とい によることとす 能 訓 う。 とい 練) \smile う。 \mathcal{O} に置 事業を行う者 $\overline{}$ くべ る が 当 き 該 事業を行 職 員 (第三百二十二条に \mathcal{O} 配 う事 置 \mathcal{O} 業所 基準 は 以 省 下 お 令 自 第 7 五. <u>\\ \</u> 自 +

(訓練)

三百二十 ととする 条 訓 練 に 係 る 基 準 は 省 令 第 五. 十三条 に 規 定 す る 基 準 \mathcal{O} 例 ょ

(地域生活への移行のための支援

三百二十二条 常生活 支 わ 援 な 事 又 け 業者 は n ば 社 な そ 会 自 生 $\frac{1}{2}$ 5 \mathcal{O} 活 訓 な 他 を営 練 \mathcal{O} い 障 機 害 む こことが 能 福 訓 祉 サ 練 できるよう、 ピ 事 · 業 者 ス 事 ·業を は、 行う者: 利用 第三百三十 者 等 が 地 کے 連 域 _ 携 条 に に お 規定す V 7 必 要 自 な 立 就 調 た

立 機 能 訓 練 事業者 は 利 用 者 が 地 域 に お 11 て安心 L た 日 常生 活 又 は

会生活 を営 定 期 むことが 間、 定 期 的 で きるよ な 連 絡 う、 相 当該 談 等 利 を 行 用 わ 者 が な け 住 宅 n ば 等 な に 6 お な け る しい 生活 行

(準用)

条 とあ _+ 三百二十三条 省令第二十 \mathcal{O} +お 十三条か 百条まで 療養介 七条ま は 五. 第一項」と、 V する 四条第一 条に 第五 第二百九 前 て準 る 0 と す 条 条 「第二十 護計 あ る は 用 第二項」 お 同 ら とあ $\overline{+}$ <u>ا</u> ک る 省令第三十二条」 九 項 項 第三百十 11 する第二百 の場合にお 第三百二条 「第五十五条に て準用 条」 十七 第三号 画 \mathcal{O} 第二百 Ŧī. 中 条に 八条」 は 第二百 第二百八十五 次 とあ とある ٤, 同条 条中 「第三百二十三条に \mathcal{O} お す 条 中 七 九 は とある 第三百 条まで 第八 九十 から + V る省令第三十五条 第一項」と 七 る V 「第二十九 「第三百二十三条にお 「第二百 -二条か て準 \mathcal{O} て、 \mathcal{O} お は 項中「六月」と 八 第三 は 六 ٢, \mathcal{O} ・用す 条中 条 条第二項」と、 ** \ 「第 「自立訓練 第二百七十 \mathcal{O} は 規定は、 九十 百 5 中 て準用す 「第五十五条に 一六条ま 第二百 条」と あ 五 る省令 第三百三条中 \neg 「第三十二条」とあ 療養 るの 十 五 八条第二項」 二百 お 1 条に あ 第 介 は る (機能訓練) 自 で 九 七条第二項第一 七 て準用する ٢, あ 護計 立 る 省令第三十二条第二項」と、 +四十条」 「第三百二十三条に お 訓 第三百 一四条ま \mathcal{O} 1 る 七 同項第四号中「第三十二条第二項」 第三百 練 は て準 \mathcal{O} 画」とある V 第三十 お とある 第五 は T (機 V ー用す 準用 で、 と 八 計画」 「三月」と、 て準用する 第二百八十五条第 能 条、 読 る 八 条中 号中 第二百 五条」 のは する み替え 十五. \mathcal{O} る 訓 百 第三百 は 前条」 練) \mathcal{O} 八 ٢, 省令 条にお は +「第三百二十三条に 「第五 第二百 とあ 第 お 九 る 自立 同 \mathcal{O} 一条 省令第二十 ٢, 第二十 事業に 第二百八十六 九条 ŧ 兀 1 +項第二号 十条」 + V て準用する次 六 \mathcal{O} る カ 第二百 とす 五 て準 訓 八 及 条 \mathcal{O} 6 項」 第二百 十五 条に 練 は 八 0 び か る。 とあ (機 条 用 11 5 「第五 お 九 す T 百

第五節 自立訓練(生活訓練)

基本方針)

三百二十 上 等 社会生活 れ ば て、 な た 5 -四条 を営 \otimes 行 規則 に 必 む 第六 こと 自 要な支援 立 条 が 訓 \mathcal{O} 練 で きる 六第二号に 訓 生 ょ 練 活 その う、 訓 規定す 施行 他 \mathcal{O} \mathcal{O} 便 規 事 業 宜 る 則 期 第 を は 間 適 六 切 に 条 利 カュ 用 わ \mathcal{O} た 七 0 者 が 第二 り、 効 果 自 号 的 立 生 活 に に L 行 能 規 た 力 定 う 日 ŧ) \mathcal{O} する 維 \mathcal{O} で 活 な 又 向 対 は

(規模)

三百二十 自 <u>\\ \</u> 五. 生 活 自 立 訓 練 訓 練 事 業者 生 活 訓 と い う。 \mathcal{O} 事業を行 が 当 該 う 者 事 事業を行 (第三百 う 事 業所 +七 下 お 自 て

て事業を行う自立訓 \mathcal{O} が うち、 訓 できる しに つい 規模 来的にも を有す て は、 練) +練 利 る 事業所」 用者 ŧ 人以上とすることが (生活 \mathcal{O} \mathcal{O} で なけ という。 訓 確保の見込み 練) ればなら 事業所 は、 できる。 がな ない (宿泊型自 二十人以 11 とし ただ 立 て 上 訓 知 \mathcal{O} 事 練 振興 人員 が \mathcal{O} 認 Ш を利用させ 4 を \Diamond 村 行うも る そ ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} 他 \mathcal{O} に \mathcal{O} お を 地 除 域

以上 る十 人以上)の人員を利用させることができる規模を有するものでなけ (設備の (生活 前 項の 人以上の (前項ただし書の 訓 基準) 練) 規定にかかわらず、 人員及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練 を併せて行う自立 知事が 認める地域において事業を行うも 宿泊型自立訓 訓 練 (生活 三訓練) 練及び 宿泊 事業所は、 型 (生活訓練) 自 <u>\frac{1}{2}</u> 訓 宿泊型自立 \mathcal{O} 練 にあ 以 ればならな に係る二十 外 って \mathcal{O} 訓 自 は、 練に <u>\f</u> 訓

第三百二十六条 だし、 事業所 便所、 がな 他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該自 ** \ 0) 静養室及び多目的室その ときは、 効果的な運営を期待することができる場合で 自 立 その一部を設けないことができる。 訓練 (生活訓練) 他運営に必要な設備を設 事業所は、 訓練・ あ 作業室、 いけなけ って、 <u>\f</u> れ 利用者の支援に支 相 訓練 ばならない。 談 室、 (生活訓練) 洗 面

- 2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。
- 一訓練・作業室

ه حاله

- イ <u>ー</u>の 訓 • 作業 室 0 面 積 は 定
- ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- 相談 室 室内 お け Ź 談 話 \mathcal{O} 漏えい · を 防 ぐ ため \mathcal{O} 仕 切 ŋ を設 け
- 三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
- 四 便所 利用者の特性に応じたものであること。
- 五 静養室 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- 3 同 する設備 項に規定 宿泊型自立訓練を行う自立 ただし、 \mathcal{O} する ほ 宿泊型自立訓練のみを行う自立訓練(生活訓 か、 訓練 居室及び 作業室を設けないことができる。 浴室を備えるものとし、 一訓練 (生活訓練) 事業所にあ その 基準 練 0 事業所 は て は、 次 12 \mathcal{O} 第 とお あ 項 0 りとす に 規定 は、
- 一居室
- イ 一の居室の定員は、一人とすること。
- 口 省令 第五 + 八 条第三項第 一号 口 掲げ る基準 を 満 た し て 11 ること。
- 二 浴室 利用者の特性に応じたものであること。
- 第 項に 見規定す る 相 談室 及 び 多目 的 室 は 利用者の 支援に支障 が な VI 場合

4

兼用することができる。

- 5 用 に供 \mathcal{O} 限 す 項 り る 及 で な ŧ び 第三項 \mathcal{O} い でな け に規定する n ば な 5 設 な 11 備 . 0 は、 ただ Ļ ら当該 利 用 自 者 $\frac{1}{\sqrt{\lambda}}$ \mathcal{O} 支援 訓 練 に 生 支 障 活 が 訓 な 11 事 合 業 所 は \mathcal{O}
- 6 五年法 で 又 は準 な \mathcal{O} 自 け 立 泊 律 物 訓 型自 耐 れ 上第二百 を除 練 ば 火建築物 なら 1 事業所」 訓 な 練 _ 号)第二条第九号の二に 11 同 \mathcal{O} (同条第九号の三に規定する準耐火建築物をい 項に とい 事業 . う。 おい な行う 7 同 \mathcal{O} 者 ľ, 建物 が 3当該 $\overline{}$ (利用者 は、 事業を行 規定する耐 耐 \mathcal{O} 火建築物 う 日常生活 事 火建築物をい 業 所 (建築基 \mathcal{O} た 次 8 項 う。 準 に う。以下同じ。) 使 法 お 以下 用 11 (昭 7 同 和二十 な 宿 附 泊
- 7 有 て \mathcal{O} 1 宿泊 する 前 . ると認 項 型自 者 \mathcal{O} 規 \mathcal{O} め <u>\f</u> 定 意見を聴 たときは 訓 に 練 カュ 事業 カュ わ V て、 所 6 ず 耐 \mathcal{O} 建 物 次 火建築物 \mathcal{O} 知 であ 各号 事 が 又は って、 \mathcal{O} 11 火 準 ず 災 耐 火災に 予 れ 防 カコ 火建築物 \mathcal{O} 係る 要件 消 火 利 活 とすることを要し を満たす 用 動 者の 等 に 安全性 木 造 カュ 車 が 門 0 な 確 平 的 保 屋 V 知 さ 建 れ て
- び 延焼 が ス 発 プ 生 リン \mathcal{O} 抑 す クラ る 制 お に そ 配 慮 設 れ があ 備 た \mathcal{O} 設 構 る箇 造で 置、 所 天井等 あ 12 ること。 お け る \mathcal{O} 防 内 装材 火 区 等 画 \mathcal{O} \sim \mathcal{O} 設 置等に 難 燃性 ょ \mathcal{O} り 材 料 初 \mathcal{O} 期 使 消 用 火 及 火
- 円 常 滑 報 な 消 設 備 火活 \mathcal{O} 設 動 が 置等 可 能 に な ょ t る \mathcal{O} 火 であ 災 \mathcal{O} 早 ること。 期 発 見 及 び 通 報 \mathcal{O} 体 制 が さ れ T お
- により、 避難 ること。 配 置 П 円 \mathcal{O} 人 滑 員 増 を増 な 設 避 員 難 搬送を容易 する が 可 こと等 能 な E 構 造 行 ょ で う り、 あ た 1) 85 に 火 災 + カゝ つ、 分な \mathcal{O} 際 幅 \mathcal{O} 避 円 難 員 滑 訓 を 有 な 練 避 を す 難 頻 る が 繁 避 12 難 可 能 実施 路 な \mathcal{O} す 確 る \mathcal{O} で

(職員の配置の基準)

第三百二十 る。 ベ き職 七条 員 \mathcal{O} 配 置 自 <u>T</u> \mathcal{O} 訓 基 準 練 は (生活 省 令 訓 第 練 五. +事業者が 九 条 12 規 自 定 立 す 訓 る 練 基 全 準 活 \mathcal{O} 例 訓 練 に ょ ることとす 業所 置

(準用)

彩三百二十 第二項 三条 百条まで -七条ま カコ 第 生 5 第三百十 八 号中 訓 条 第三百二条 第二百 練 第二百 第二 七 \mathcal{O} 事業に 条 九 十二条か から 百 ま 七 で、 八 +十五 第三百四 六 0 11 第三百二十 条第 て 5 第二百 準 第二百 用す 条ま 項」 る で 九 七 とあ +条 + 第三百 及 四条まで、 七 \mathcal{O} び る 場合 第三百二十二条 \mathcal{O} 第二百 八条、 は に 「第三百二十 第二百 お 第三百 11 八 て + 九 _ 第二百 の規定 九条 +条 六条 八 か 条に 6 七 は 第三百 か 第二 +5 お 七条 第三 自 百 VI <u>\frac{1}{2}</u> 7

条」と、 二項」 活 て準 に 第三百八 三百二十 令第三十二条第二項」と、第二百八十四条第一項中「次条第一項」と 同 項第四 る省令第五十三条」と読み替えるものとする は お は お 訓 「第三十五条」 用す とあ 「三月 とあ する 「第六十一条に とあ て て 準用 条中 る 準 る 八 号 第三百二十一条中 る る 用 条に \mathcal{O} 前 中 画 0 条」と、 \mathcal{O} は す は す 百 「第四十条」 「第三十二条第二項」とあるの うる省令 は「第三百二十八条に る省令第二十 八十五 お 「第六十一条におい 自 とあるの 第二百八十六条中 11 お <u>\frac{1}{1}</u> て準用する次条第一項」と、 同 訓練 条 第 11 第二十八 第二百九十六 項第二号 て準用する省令第二十九 とあるの は「第六十一条におい 一項」 「第五十三条」とある (生活訓 八条第二項」 、条」と、 中 「第二十 条中 練) は て準用する省令第三十二条」 「前 おい 「療養介護計画」 「第六十 第二百九 計画」 条」とあ 「第二十 Ł, て準用する第二百九十 八条第二項」 は「第六十一条にお ٤, -一 条 に 同項第三号中 て準用する省令第三十五条」 第二百八十五条 条」 るの 十七 八条」とあるの \mathcal{O} は 同条第八項中 ٢, 条中 お は とあ 「第六十一条におい とあ V) 「第三百二十 て準用 第三百 第二十 るの る 「第二百 \mathcal{O} は 八条第二項」 ۲, 条中 中 する省令 は 「六月」 V は 自 九 「第六十 こ あるの て 「療養介 条」 八条に 準用 九十 第六 第三百三条 立 「第三十二 する て 第 لح と は 八 準用 四十 条第 あ 一条 お あ

第六節 就労移行支援

(基本方針)

第三百二十九 を営 て、 効果的に 条の 就労に むこ とが 行 必 に 条 規定す 要な知 できる Š Ł 就 \mathcal{O} 労 よう、 る で 識 移行支援 なけ 及び 期 間 施行 れ ば 力 わ \mathcal{O} ならな 事業は 0 た 規則第六 白 り、 上の 生 V 産 た 条 利 8 活動 \mathcal{O} 用 に 九 者が 必 そ に 自立 規 要 \mathcal{O} 定 な 他 す 訓 \mathcal{O} 練 活 る た 動 者 そ 日 \mathcal{O} \mathcal{O} に 常 機会 他 対 生活 \mathcal{O} し 便 \mathcal{O} 又 7 宜 は 供 社 適 を 通 規 切 則

(認定就労移行支援事業所の設備)

三百三十 さ 条第 は れ あ N 同令 摩 て 成 11 7 施 項 条 る \mathcal{O} ツ 設 規定 第一 次 ツ サ 条に サ 第三百三十七条に ジ 規定 指 ょ 12 て ジ お 指 圧 必 ŋ 圧師 要とさ、 あ 師 V する就労移行支援事業所 て W 摩 は 認定就 ŋ れ 7 は り師 師及 おい る ツ 設 サ 労移行 びきゆ 備 又は て ジ を 準 指 有 き 用 支援 圧 ゆう師 う師 す する第三百 師 る 事業所」 に こととす (第三百三十二条及 係る学校 は \mathcal{O} 学校 ŋ 1六条 師 とい る。 又は 又は 養 \mathcal{O} 成施 う 規 き 養成施設 ゆ 定 設 う に 師 \mathcal{O} び 認 カ 第三百 と 定規 カュ 孫 わ る 則 7 5 \mathcal{O} 学校 五. 認 基 ず、 定

(職員の配置の基準)

三百三十 __ 条 就 労移 行 支援 \mathcal{O} 事業を行う 者 (以下こ \mathcal{O} 節 に お VI て 就労移行 支

ょ 援事業者」 う。 ることとする。 $\overline{}$ に ح 置くべ 1 う。 き 員 が 当該 \mathcal{O} 配 置 事業を行う事業所 \mathcal{O} 基 準 は、 省令 第 **(**以 六十 下 兀 条 就 労移行 に 規 定 支援 す る 基準 事業 \mathcal{O} 例

(認定就労移行支援事業所の職員の員数)

第三百三十二条 五条に 規定する基準 認 定 就 \mathcal{O} 労移行 例 に よることとする 支援事 業所の 職 員 \mathcal{O} 員 数 係 る 基 準 は 省 令 六 +

(実習の実施)

- 第三百三十三条 る第二百 を確保し なければなら 八十五条の 就労 就労移行支援計画に 移行支援事 ない · 業者 は、 基 利 づ 用 者が 71 て実習できるよう、 第三百三十七条に 実習 お 1 \mathcal{O} 7 受入先 準用 す
- 2 定所、 利用者の 就労移行支援事業者 障害者就 意向 及び 業・生活支援セ 適性を踏まえて行うよう努めなければならな は、 前 項の ン タ 実 習 及び \mathcal{O} 受入先 特 別 支援学校等 \mathcal{O} 確 保 かに 当た \mathcal{O} 関係 0 て 11 機 は 関 連携 共 職 業 て、

(求職活動の支援等の実施)

- 第三百三十四条 利用者が 行う 求職 就労移行支援事 活動を支援しなければ · 業 者 は、 なら 公 共 な 職業安定 1 所 で \mathcal{O} 求 職 0 登録そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O}
- に努め 別支援学校 就労移行支援事業者は、 な け れ 等 ば \mathcal{O} 関 な 係 5 機関 な 公共職業安定所、 と連携して、 利 用者 障害者就 \mathcal{O} 意向 及 業 び適性に応じ 生 活 支援 セ た ン 求 タ \mathcal{O} 及 び

(職場への定着のための支援の実施

第三百三十五 ら六月 上害者就 以上、 業 条 生活支援 職業生活 就 労 移 行支援事 セ に お ン け タ る 業者 等 相 談 \dot{O} 関係 は、 等 \mathcal{O} 支援を 機 利 関 用 と連携 者 継 \mathcal{O} 続 職 場 L L な T \sim 0) け 定着を 利用 れ ば な 者 が 促 6 進する な 就 職 11 た た 日 8 カコ

(就職状況の報告)

第三百三十六条 数そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 就 職 に 就労移行支援事業者は、 関 す る状況 を、 県 12 報 告 毎 年、 しな け 前年度に れ ば な 6 お な け い る 就 職 L た 利 用 \mathcal{O}

(準用)

三百三十七 三百三十七条に 百条まで、 び を除 第三百二十一 七条まで、 V 第二百 第三百二条 条 第二百 七十 お 条 第二百 第三百八条、 \mathcal{O} V 七条第二 規 九 て 準用す 十二条か 定 七 から第三百五条まで、 は、 十六 項 就労 第三百九条、 る第二百 第 5 第二百 第二百 移 号 行支援 中 八十五条第 「第二百八十五 九 七 ++ 第三百十 \mathcal{O} 事業に 第三百六条 七 四条まで、 条、 ___ 第二 項 一条 0 条第 と、 から て準 (第二項 第二百九 百 八 用す 第三百十 十 項 療 __ 十六条 条か る。 養介護計 第六号及 と 七条まで 5 か 第二 \mathcal{O} \mathcal{O} 場合に び 画 5 は 第四 第三 百 及

第三百 条第二 七 と 定 あ と と に て 百 は 十条に · 条 に あ ある 就 る お あ あ 準 九 て る 「第三十五条」 労 甪 +第 る \mathcal{O} る る \mathcal{O} 甪 移行 五 養介 項」と、 お \mathcal{O} は \mathcal{O} す \mathcal{O} T \mathcal{O} 八 七 す あ 準 る お は 条ただし は は は 1 1支援事 「静養 第 る省令第四 る て 用 護 1 「三月」 省 「第三百三十 「第七十条にお て準用 七十 準用 \mathcal{O} す 計 令第三十二条第二 労 項」 移行 は る前 画 お 同 室」 業所 書中 · 条 に とあ 項 す V 「第 ٤, とあ 支援 す 条」 る とあ 第 て ٢, を除く。 四号 省 準 る省令第四 十条」と、 「生活 る 七十条に お と、 甪 七条に 第二百八十六条中 \mathcal{O} 11 る 令第二十 る 第三百 は て \mathcal{O} 中 \mathcal{O} 11 す 画 第二百 準 る て準用する省令第五十三条」 介 「第七 は \neg は $\overline{}$ 用 項」と、 護事業所」 お お 第三十二条第二 「就 省令第二十 「第三百 八条中 _ す 八 V 十四条」 第三百十二条中 V ٢, 条」 労移行 十条に る省 て準 て準 九 同 +項 三十 ۲, 甪 第三百六 用 令 第二百 六 ٤, する 第二十 支援計 第四十条」 とあ 条中 する お 前 第二百九 七条に 11 て準用 項」 第二項」 第三百二十 省令第三十二条」 条」 る 次条第一項」と、 中 八十四条第一 「第二十八条」 、条第一 画と、 のは 九 第 とあ 条」 とあ お 四十 とあ +する省令第三十五条」 11 ٢, 項 七条 て準 就労移行 る る と読み 匹 _ 中 八 る \mathcal{O} 同 \mathcal{O} [条] 条 条 条第二 第 中 項 は \mathcal{O} 静 は 用 同 中 第 は とある 中 す 項 三百条中 「第二十 1支援事 八項中 第二百 第三号 養室、 ۲, 替えるも لح 第三百三十七条 第 る第二百 次条第 第 あ 第 七 項 五十三条」 る 七 \mathcal{O} 第三百三条 業所 \mathcal{O} 医 九 は 条に 中 +八 「第三十 「六月 条」と 条 務 + \mathcal{O} _ 九 室 五条 項」 +にお お る (認

第七節 就労継続支援A型

(基本方針)

第 三百三十 活を営 て \mathcal{O} 就 労 むことが 他 \mathcal{O} 条 \mathcal{O} 便 機会を提 宜を 就 で 労 適 き るよ 供 続 切 す 支 カュ う る 援 0 لح 効 Α とも 果 専 型 的 5 \mathcal{O} に、 施行 事業 に 行 規 う そ は ŧ \mathcal{O} 則 知 第 \mathcal{O} 利 識 六 用 で 条 及 な け び \mathcal{O} が 十第 能 自 れ ば 力 立 \mathcal{O} な __ 号 た 5 向 12 な 上 日 \mathcal{O} 規 い 定す た 生 \otimes 活 á に 又 者 必 は を雇 社 要 な

管理者の資格要件

続支援 三百三十 型事業所」 んる基準 Α 型 九 \mathcal{O} 事業者」 と 条 例 に 11 う。 就労継 よることとす と 続 \mathcal{O} 11 う。 管 理 支援 者 Α \mathcal{O} が 型 資 当該事業を行う事業所 \mathcal{O} 格要件 事 業を に係 行 う 者 る基準は 以 下 以 省 \mathcal{O} 令 下 節 第 に \neg 七十二条に 就労継続 お 11 7 支 就 援 規 労 定 Α

(規模)

三百 き る規 四十 模を 有 す 就 労継 る ŧ 続 \mathcal{O} 支援 で な け Α 型事 れ ば 業所 な 5 は、 な い 人 以 上 \mathcal{O} 人 員 を 利 用 させること が で

- る利用定員 て就労継 就労継 る省令 続支援 第七 は 支 八条第 A Α を下 型を提供 型事業者が · 回 つ 二項 する場合 \mathcal{O} 第三百 はならな 規定 に 12 ょ 四十 におけ り VI 雇 五. る 用 雇 契約 \mathcal{O} 規 用 定に 契約 を締 を 結 ょ 締結 りその L て V な て 例 い に い る 利 用 利 ることとさ 用 者 者 に 対 係
- 3 た数 定員 就労継 \mathcal{O} は 11 梳壳支援 ず 九又は当該就 れ カュ 少 A型事業所に な V 数を超えては 労継続支援A お ける 型事業 なら 雇用 契 な 所の 約 11 を 利 締 用 定 L 員 7 12 11 百 な 分 11 \mathcal{O} 利 五. 用 十を乗じ 者 係 る 7 利 用

(設備の基準)

第三百四十 所 な \mathcal{O} 効果的 ときは、 他の 静養室及び多目 社会福祉施設 一条 な運営を期 その一部 就労継 的 を設け 続支援 室そ 等 待することが \mathcal{O} 設 \mathcal{O} 備を利用 他 ないことが Α 型事業所 運営上必 でき 用す できる。 る場合で ることに 要 は な設備を設 訓 練 あ ょ 作 ŋ 0 当該 業 て け なけ 室、 利用者 就労継 相談 れ ば なら 室、 \mathcal{O} 続 支援に 支援 な 洗 1 Α 面 【支障が 型事業 ただ 便

- 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする
- 一 訓練・作業室
- イ 一の訓練・ 作 業 室の 面 積 は 定員一人 当たり

ること。

- ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- 相談室 室内に お け る談話 \mathcal{O} 漏 Ż 1 を防ぐため \mathcal{O} 仕 切 ŋ 等 を設けること。
- 三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
- 四 便所 利用者の特性に応じたものであること。
- 五 静養室 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- 3 な 11 第 場合は 項に 見規定す 設け な る 訓 11 ことが 練 • 作業室は、 できる。 就労継続支援 Α 型 \mathcal{O} 提 供 に当 た 0 て 支 障 が
- 4 兼用することができる 第一 項に規定する 相談室及び 多目 的 室 は 利 用 者 \mathcal{O} 支援 に 支障 が な 11 合 は
- 5 で 11 なけ 第一 項に れ ば なら 規定する設備は、 な V 0 ただ 専 利 5 用者の 当 該就労継続支援 支援に支障 が Α な 型 11 事 場合 業所 は \mathcal{O} 用 $\sum_{}$ 12 供 \mathcal{O} 限 す ŋ る で \mathcal{O}

(職員の配置の基準)

三百四 \mathcal{O} 置 \mathcal{O} 条 基 準 は、 就労継続支援 省 令第 七 +Α 五. 型事業者 条 12 規 定 が 就労継 する 基 続支 準 \mathcal{O} 援 例 A 型事 に よることと 業所 に 置く する ベ き

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第 三百四 十三条 就 労継 続支援 Α 型事業所 E 従たる事業所を設置する場合に お け る

例 に る基 準 は、 省令第七 十六条に 規定する基準 \mathcal{O} 例 に よることとする。

(実施主体)

第三百四十四条 実施 主体 に 係 る 基 準 は 省 令第 七 七 条に 規定 す る 基 準 \mathcal{O} 例 に ょ

ることとする。

(雇用契約の締結等)

三百四十五条 雇用 契約 \mathcal{O} 締 結 等 に 係る 基 準 は 省 令 第 + 八 条 に 規定す

の例によることとする。

(就労)

第三百四十六条 ならない の実情並 び に製品及 就労継続支援 \mathcal{U} サ ピ Α ス 型事業者 \mathcal{O} 需給 は、 状 況等を考 就労 \mathcal{O} 慮 機 会 \mathcal{O} て 提 行うよう 供 に当た 努 \otimes 0 て な は け れ ば 地

上が図ら 就労継 続支援 れるよう Α 型事業者 利 用者 \mathcal{O} は 障 害 就 労 \mathcal{O} 特 \mathcal{O} 性等を踏 機 会 \mathcal{O} 提 供 まえた工夫を行 に . 当 た 0 T は わ な 作 け 業 れ \mathcal{O} ば 能 率 な 6 \mathcal{O} な 向

(賃金及び工賃)

11

第三百四十七条 賃金及 び 工賃に 係る基準 は、 省令第八 十条 に 規定する基準 \mathcal{O} 例

よることとする。

(実習の実施)

第三百四十八条 用する第二百八十五 の受入先の 確保 に努め 就労継続支援 条 な の就労継続支援 け れ ば Α ならな 型事業者 A 型 計 11 は、 画 利用者が に . 基 づ 1 第三百五十二条にお て実習 できるよう、 11 実習 7

な 業安定所、 して、 V) 就労 利 継続支援 用 者 障害者就 0 就 A型事業者 労に 業 対する意 • 生活 には 支援 向 前 セ 及 項 び ン 0 実習 適 タ 性 を踏 及び \mathcal{O} 受 まえ 特 入 先 别 支援学校等 7 \mathcal{O} 行 確 保 うよう に 当 努 \mathcal{O} た \Diamond 関 0 係 な T け 機 は 関 n ば لح 公 連 共 な 携

(求職活動の支援等の実施)

第三百四十 他 0 利 用者が 九 条 行 う求職 就労継 続支援 活動 \mathcal{O} 支援に A 型事業者 努め な は け れ 公共職業安定 ば なら な V 所 で \mathcal{O} 求 職 \mathcal{O} 登 録 そ \mathcal{O}

2 及 に応じた び特別支援学校等 就労継続支援 求 \mathcal{O} 開 A型事業者は 拓 に \mathcal{O} 努め 関係 なけ 機関と連携 れ 公共職業安定所、 ば なら L て、 な 11 利用者の 障害者就業 就労に 関する意向及 生活支援セ び 適 性

(職場への定着のための支援等の実施)

三百 五. +生 活支援 労継 続 支援 セ ン タ Α 型事 等 業者は、 \mathcal{O} 関係 機 利 関と連携 用 者 \mathcal{O} 職 場 て、 \sim \mathcal{O} 利 定着を促進す 用 者 が 就 職 ,るため、 た 日 カュ

ら 以 職業生 活 お け る 相 談 等 \mathcal{O} 支援 \mathcal{O} に 努 8 な け n ば な 5 な 11

(利用者及び職員以外の者の雇用)

第三百五 定員 支援 \mathcal{O} Α 型の事業に 区 分に 一条 応 就労継 じ 従事する作業員と 当該各号に 続支援 Α 定め 型事業者 して雇 る数を超え は 用 する場合 利 用 7 雇 者 用 及 L は び て 職 はな 次 員 \mathcal{O} 以 各号に 5 外 な \mathcal{O} 者 11 を就 げ る 労 継 利 続 用

- 利用定員が十 人 以上二十人以下 利 用 定員に 百 分の 五十を乗じ て た
- 用 \hat{O} 定員が二十一人以上三十人 V ず れか 多 V 以下 + 文は 利 用 定員に百 分の 兀 十を乗じ 7
- ずれ 利用定員が三十 か 多 (V _ 人以 £ 十二又は 利 用定員に 百 分 の三十 · を乗 じ 7 得 た \mathcal{O}

(準用)

に ٢, は 用 三百五十二条 第二百八十六条中 同 あ 第二項」とあ 百条まで、 十五 ある お 項中「次条第一 る \mathcal{O} まで及び 七条まで、 「第八 する第二百 項第三号 第二百八十五条中 第二百 場合に 7 は 画 十 五 は 「第三百五十二条に -八条」 九十六 とあ 中 第三百二十一条の 第三百二条、 おいて、 お 第 一条にお V る する省令第二十九条」と、第三百条中 九十八条第二項」 第二百九十二条から 「第二百九十 第二百 るの 八 て準用する省令第三十二条」と、 \mathcal{O} 項」 十五 ٢, 条中 は 「前条」とあるのは V 第二百七 「第八 は とあ 七十六 条に 第二百九 「第二十 て準用する省令第三十二条第二項」と、 「療養介護計画」 「就労継続支援A 第三百四条、 るの 十五条にお お 八条第二項」 条、 おい 十七条第二項第一号中「第二百八十 11 規定は、就労継続支援 は「第三百五十二条におい ٢, て準用する省令第五十三条」 十七条中「第二十九条」とあるの 八条」とあるのは て準用する第二百八十五条第 第二百九 第二百七 同項 第三百九条、 11 「第三百五 とある とあ 型計 第 て準用する省令第二十八条第二項」と、 加号中 十四条まで、 十七条、 る 画 のは \mathcal{O} 第三百二十一条中「第五十三条」 と、 十二条にお は 「第八十五条に 「第三十二条第二項」とあ A型の事業に 「第三十二条」とあるの 「就労継続支援 第三百十三条 第二百 「第三百五十二条におい 同項第二号中 第二百九十六条か て準用す 八十 と読み替えるも V 第二百 ・一条か て準用する 一項」と、 ついて準用する。 から お は 五条第一項」と る次条第一 A 型計 「第八 い 「第二十 第三百十七 ら第二 て準用する 十四四 画 前 ら第三 は 五条 る て

第八節 就労継続支援B型

(基本方針)

第 三百五十三条 就 労 継 続 支 援 В 型 \mathcal{O} 事業は 利用 者が 自 立 した 日 常生活 又 は 社

そ 労 \mathcal{O} \mathcal{O} 知 で な 及 け び と が 能 提 れ ば 力 供 す な \mathcal{O} で 向 る き b ととも る な 上 \mathcal{O} た う、 \otimes に に 生 行 必 要な 産 規 活 則 第 訓 動 六 練 そ そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 活 \mathcal{O} 便 動 宜 \mathcal{O} を 機 適 会 規 切 \mathcal{O} 定 提 す か 供 0 を 効 通 に 的 じ て 行

工賃の支払等)

三百 によることとす 五. +兀 条 工 賃 \mathcal{O} 支払 る 準 は 省 令 八 七 条 に 定 す \mathcal{O}

(準用)

百九 とあ 条第二 八条に お + 定 第三百 三百五十 十 る る 百 -七条ま は 五. 兀 \mathcal{O} 九 護計 省 V + 条ま 七条第二 第三 お + 八条」 令 支 五. は る 同 て -- 条」と 項」 七 第三十二条第二項」 項第 援 準 就労 条か で、 \mathcal{O} 画 お 十三条から V 第 ٢, ٢, 条 百 用 は で 五 T 1 В とあ 中 とあ 型 計 継 中 準 五. 兀 す 項 条 第三百二条 7 ら第三百 「第三百五 第三百 十 第三百 ある 準用 第 続支援 第二百 用 +号 第二十 る第二百 あ 第 八 る 第二百 就 する 画 る る 五. 中 条 条に \mathcal{O} 号 第三 労 \mathcal{O} 七 \mathcal{O} \mathcal{O} す に ٢, は ٢, 条 中 В 兀 兀 +省令第五十三条」 は 第三十二条第二項」 る 九 は は お 「第三百五十五条におい 十二条 六条 中 続支援 九 八 百 +「第八 十五条に お 省令第二十 型 十三条まで 七 第 「就 「第二百八 条」 1 十 五. 第三 八 1 \mathcal{O} +第三百二十一 同項第二号中 「第三十二条」 ٢, て 労継 事業に 条 八 七 六 \mathcal{T} 準用 準 とあ + 条第一項」と、 条ま 第 と 百 カュ Α 第二百 続 型 あ 八 八条 お 用する次 兀 5 する 支援B 十五 項 で、 第二百 計 る 条に る 1 八条第二項」 0 及 第二 て準用 画 中 \mathcal{O} 12 1 び \mathcal{O} と、 第三百 省令第七十二条」と、 条中 条第一 は お は お 八 て 第三 百 第三百二十 「第二十八条第二項」 条第 型計 とあ 準 لح 第 لح + 九 1 V 七 する 三百 第 ある 兀 用 百 あ て 第三百三十 第 + + て準用する省令第二十 「第五十三 準 条第 項」 する。 八 る Ţ 兀 五. 兀 る 八 画 七 て準用 ٢, 療養介 用 前条」 項」 +条、 条ま ++ \mathcal{O} \mathcal{O} 五. \mathcal{O} とあ 八条 ٢, す は は 八 は 十二条」 八 _ と、 条か 条、 項中 条 る 同 $\overset{\sim}{\smile}$ 第三 で、 第二 第 する第二百 条」 にお ٢, 就 第 護 省 る \mathcal{O} に 九 第二百 項第三号中 第二百 場合に 令第 条 八十 労 お 八 計 \mathcal{O} 百 第 百 5 第三百三十 次 第三百 中 第二 継 11 は 11 لح 画 九 八 第三百四 あ 八 とあ 百 て 条 条 七 あ 7 八 八 +支援 条に 第 条に 百九十六 + 八 第 る 準 る 準 と 第三百五 お 九 _ 九 -八条」 -六条中 + \mathcal{O} _ あ 用 Ŧī. 七 用 る V 五. 第 + 条 \mathcal{O} 「第二百 十八条第二項」 十条ま 十二条」 項」 て、 は す は お する 五. お \mathcal{O} る 九 六 カュ В 十二条中 条 1 V は \mathcal{O} 条 百 る ら ٤, 第二 条中 第三 て 中 と 7 「第 は +省 カゝ 第 前 準 準 五. で 画 九 第 +三百 用 条 百 \mathcal{O} +用 る 就 百 「第 す \mathcal{O} す

読み替えるものとする。

第九節 多機能型に関する特例

規模に関する特例)

三百 に 支援 $^{\sim}$ 業 事業所」 童 と 該各号に 宿 \mathcal{O} ピ に事業を行 能型事 続支援 規定す 泊 事業 ス(指 \mathcal{O} 福 V を お 活 祉法 型自 的 を 項に 行 五. لح 11 介 に 事 護 11 11 て 次 定通所支援基準第六十五条に規定する指定放課後等デイサ 業所 掲 業所 立 う。 お に う。 六六条 行う場合に る A لح 多 指 基づ 業所 業 げ 訓 い 型事業所」 ** \ 項及び第三項にお う多機能 以 う。 \smile 練 て る 定医療型児童発達支援をい 機能型自 所 \mathcal{O} (第二号及 く指定通所支援 下こ 利 \mathcal{O} \mathcal{O} 多 「指定通所支援基 (第三号 八数とす 用 利 事 とい 機 就労移行支援事業所 定員 業、 あ \mathcal{O} 能 用 型事業所 とい 0 節 う。 定員を除く。 就労継続 立 型 及 を、 ては び ることが に 訓 指定医療型児童発達支援 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ · う。 お 第 ょ 第 **当** 次 11 \mathcal{O} 11 兀 る 兀 $\overline{}$ 支援 て 0 \mathcal{O} 利 7 項 機 自 生 該事業を行う事業所 項に できる。 各号に 事業の 用定員 能 準」という。 多機 及 に <u>\f</u> 活 「多機能型児童発達支援事業等」 び就労継続支援B A型事業所 お 訓 訓 介護 お \mathcal{O} 練) 練 い (第 **B**事業所 · う。 合計 V 掲 人員、 能 7 (機能 (多機能型に て げ 事業 型事業所」 一号 「多機能 $\overline{}$ が二十 「多機能 る多機能 $\overline{}$ 設備及 \mathcal{O} 一所」と に 訓 (以 下 (第三号に お 練) 事業又は指定放 第四条に規定する指 (指定通 型自 人 V 型就労継続支 \mathcal{O} 以 型 事 型事業所 び よる指定児童発達支援 と T 11 利用定員を含むも 運営に 総称 う。) 上 \mathcal{O} \mathcal{O} 立 業 多 事業を 条 訓 で お 所支援基 所 機 す 練 に あ V (第 関 る。 能 \mathcal{O} る T お 場合 型就 生活 X 課後等デ する基準 行う者が 自 一号 11 多 援 準第五 分 と <u>\</u> て ビスを B 型 労移行 定児 に は、 1 は、 機能型就 訓 訓 及 う。 多 応 び \mathcal{O} + 童 当 V 第 機 (以 下 生 لح う。) 五. 発 支 能 サ 該 兀 (児 条 達 型 項

- 多機 労移 能 行 型 支援事業所 生 活 介 護 事業所、 (認定 就労移行支援事業所を除 多機能型自 立 訓 練 (機 能 訓 練) 事 業所 六人以上 及 び 能
- 泊 び 宿 能 泊 型自 1 型 \mathcal{O} 自立 利 訓 用 練 <u>\(\frac{1}{2} \)</u> 訓 定 訓 \mathcal{O} 員 練 練 利 が 用 以 全 定員 六 外 活 \mathcal{O} 人 三訓練) 以 が 自 上と 立 +訓 人 事業所 す 以 練 る 上か 全 活 0 訓 六 宿 人以上。 泊 型自 を併せて行う 1 ただし 訓 練 以 外 場合にあっ 宿泊 \mathcal{O} 自 立 型自 訓 練 立 て 訓 生 は、 練
- 多機 能 労 継 続 支援 Α 型 事業 所 及 び 多 機 能 型 就 労 継 続 支 援 В 型事 業 所 +
- 多 項 \mathcal{O} 児 能 規 童 定 \mathcal{O} 発 障 定支援 害 カュ が カュ 重 わ 事 複 6 業等 ず て を 主 11 る لح __ 障 体 害者 的 7 重 に 行 を 度 う場合 通 \mathcal{O} わ 知 せ 的 に る 障 多 害 あ 機 0 及 能 て び 型生 は 重 度 第 活 \mathcal{O} 三百 介 上 護 肢 五. 事 条 業 下 \mathcal{O} 所 肢 規定 が 又 は

を に 通 カュ じ カュ わ 7 五. 5 人 ず 以 上とす \mathcal{O} 利 用 ることが 定 員 を、 で きる 該 多 機 能 型生 活 介 護 事 業所 が 行 う 全 て \mathcal{O} 事

- を、 を 一 項 が できる に 規 機 定す 該 能 的 型 行 る 生 能 重 活 う 場合 症 型 介 生 護 心 事業所 活 に 身 介護 障 あ 生害児を 0 事 て が 業所 は、 V 主として · う。 が行う 第三百 \smile 全 に 重 Ŧī. 条 て 0 症 \mathcal{O} き \mathcal{O} 心 規 行う多 事 身 業を 定 障 に 害 通 機 児 カュ カュ 能 (児 わら 型 T 児 五. 童 ず、 童 人 福 以 発達支援 祉 上とす そ \mathcal{O} 利 七 る 事 用 定員 業等
- 多 な 自 知 機能 労 立 ピ 継 が 訓 ス 型事 練 に が Ш لح 認 支援 提 あ お 8 村 (機 業所 る 11 る そ て事 В 能 さ \mathcal{O} \mathcal{O} 型 れ \mathcal{O} は 訓 \mathcal{O} 他 練) 業を 利 事業所に限 T $\bar{+}$ に \mathcal{O} お 用定員を、 地 11 行 な 人 域 事業所、 11 う多 7 て \mathcal{O} とす こと等に 事業を行 う る ち る。 能 多機能型自 --- 人 以下この 型事業所 将 この 以 ょ う多 来的 り 上とすることが 機 障 場 に 項に 立訓 害福 合に 能型 £ (多 利 機 お 練 お 事業所に 用 祉 能 11 サ 11 (生活 者 型生活介 7 て同じ。) \mathcal{O} で ピ きる 訓 ス 地 0 保 を利 域 練) \mathcal{O} 護 に て 見 事業所、 事業所、 に 用 お は 込 0 す V 4 ること 11 て 第 が 障 て な 害. は 多 項 11 機 中 能 能 木 型 型

職員の員数等の特例

三百五十 条に規定する基 七 条 準 多 機 \mathcal{O} 能 例 型事 によることとする 業所 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 員 数等 \mathcal{O} 特 例 に 係 る基 準 は 省 令 九 +

(設備の特例)

第三百五十 で きる。 配 慮 0 条 0 多 _ 機 体 能 的 型事 に 事 業を 業所 行 に う 0 他 11 7 \mathcal{O} 多 は 機 能 サ 型事 ピ 業 ス 所 \mathcal{O} 提 \mathcal{O} 供 設 備 に 支障 を 兼用 を来さ する な V

第六 地 域 活 動 支援 セ ン タ \mathcal{O} 設 備 及 てド 運 営 12 関 す る 基 淮

(定義)

法、 三百五十 お 1 及 \mathcal{U} 施行 て 運営に 省 令、 九 施行 関 す る 規 \mathcal{O} 11 う。 基 則 章 準 及 に び お 伞 障 に い 害 お 成 7 者 使 +11 自 用 7 八 年厚 使 立 す 用 支 る 援 す 生 用 労働 法に 語 る 用 は 基 省令 語 づ \mathcal{O} 特 例 第 别 百 地 に \mathcal{O} ょ 七 域 定 活動 十五 る。 \otimes が 号。 支援 あ る場合を セ 以 下 ン タ 除 \mathcal{O} 0) き

(基本方針)

た 三百六十 又 必 要 は 日 な 者 生 及 宜. び障 動 又 \mathcal{O} \mathcal{O} は 地 機 害児 与 社 域 会 を 会 活 適 を 生 \mathcal{O} 動 支援 提 活 V 切 を営 う。 供 カュ 及 セ 0 効 び む 以 社 こと 果 下 タ 的 会 との が \mathcal{O} は に 行 で 章 交 き に う 利 流 る ŧ お 用 \mathcal{O} \mathcal{O} ょ 11 者 促 う、 で て 進 地 同 な け ľ を 域 利 义 用 活 れ 動支援 ば る 者 な を が 通 地 6 な ŧ わ 域 セ せ に ン い お タ 創 日 1 を 7 自 利 活 <u>\(\frac{1}{2} \)</u> 用 す

- たサ 用 者等 域活 ピ .動支援 ス \mathcal{O} V 提供 う。 セ K ン 努 タ \mathcal{O} 8 意思及 は、 な け 利用者又は障害児の び ば 人格 ならな を尊重 VI して、 保護者(以下この章にお 常に 当 該 利 用 者 等 0 立 場 V に て 立 利 0
- 3 ビ 市 地域活 ス 町 村、 を提供する者等 動支援 障 害 福祉サ セ ン タ と \mathcal{O} ピ 連携 ス は 事業を行う者そ に 地 一努めな 域及 び家庭 け ħ ば $\overline{\mathcal{O}}$ と なら \mathcal{O} 他 結 \mathcal{O} な 保 び 健 付 1 医 きを重視 |療サ ピ L ス た 運営を 又 は 福 祉 行 サ V
- 4 を設置する等必要な体 地域活動支援 \mathcal{O} 措置を講ずる セ ン ょ タ う 制 努め は、 \mathcal{O} 整 備を行う な 利 用者 け れ ばな \mathcal{O} لح 人権 5 な Ł \mathcal{O} に、 その 虐 待 職 員 \mathcal{O} 防 に 対 止 等 \mathcal{O} 研 た 修を め、 実施 責任 す 者
- 5 置を講ずる 地域活動支援 よう セ 努 ン 8 タ な け は れ 利 ば 用 な 者 6 な \mathcal{O} 安全 い を確保す る た \Diamond 事 故 \mathcal{O} 防 止 に 関する

(運営規程)

- 第三百六十一条 事 項に 関する運営規 地 域 程 活 を定め .動支援 て セ お ン カコ タ な け は、 れ ばな 次に掲げる施 5 設 \mathcal{O} 運営に 0 11 て \mathcal{O}
- 一施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員
- 兀 利用 者に 対 て 提 供 す る サ ピ ス 0 内 利 用者等 カゝ ら受領する 費用 \mathcal{O}

種類及びその額

- 五 施設の利用に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 虐待の防止のための措置に関する事項
- ハ その他運営に関する重要事項

(非常災害対策)

- 第三百六十二条 要な設 ばな 関係 機 備 5 を設 な 関 V \sim \mathcal{O} けるととも 通報及 地域活 び 動支援セ 連 に 絡 体 非 常 制 ン を 災 タ 整備 害 に は 関 する具体的 消 そ 火設備そ れ 6 を 定 な \mathcal{O} 計 期 他 的 画 \mathcal{O} を立 に 非常災害 職 て、 員 に 周 非常 に際 知 災 て必 な 害 時 け
- 2 必 地域活 要な 訓 練を行 動支援 わ セ な ン け タ れ ば は な 5 非 な 常 災 害 に 備 える た \otimes 定 期 的 に 避 難、 救 出 そ \mathcal{O} 他
- 3 1 地域活 7 要と 動 支援 な る 物 セ 資 ン タ \mathcal{O} 備蓄 は に 努め 利 用 な 者 け 0 特 れ ば 性 な 応 6 な じ い 食糧 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 非常 災害 時 お

(サービスの提供の記録)

第 三百六 八十三条 地 域 活 .動支援 セ ン タ は 利 用者に対しサー ピ スを提供 した は、

該 サ ピ ス \mathcal{O} 提供 日 容 そ \mathcal{O} 他 必 要な 事 ·項を、 サ F. ス \mathcal{O} 提 供 0 記

なければならない。

(記録の整備)

第三百六十 記録を 整 備 · 四 条 して お 地 域 か な 活 動 け 支援 れ ば なら セ ン な タ 11 は 職 員 設 備 備 品 及 び 会 計 関 す

- 記録を整備 地域活 動支援 当該 セン サ タ は、 ピ ス を提供 利 用 者 した に 対 日 す か る 6 サ 五. 年間 F, ス 保 \mathcal{O} 存 提 供 な に け 関 n す ば る なら 次 に な 掲 げ る
- 一 前条に規定するサービスの提供の記録
- 二 第三百七十五条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 省令 第十 七 条第二項に 規定する事故 \mathcal{O} 状 況 及 び 事 故 に 際 て 採 0 た処 置 0

(規模)

ての

第三百六十五 きる規模を有す 条 るも 地 域 $\bar{\mathcal{O}}$ 活 !動支援 でな け れ セ ば ン な タ 5 な は、 い 人 以 上 \mathcal{O} 員 を利 用 させることが で

(設備の基準)

第三百六十六条 きる。 セ 11 。ただ ンタ ピ ス 0) \mathcal{O} 提供に 効果的 他 地域 \mathcal{O} 支障が な運営を期待することが 社会福祉施設等 活 動 支援 な 11 とき セ ン は \mathcal{O} タ 設 次に 備を は、 掲 利用 次 できる場合で げ 掲 る することに げる設 設 備 \mathcal{O} あ 備 より当 部 0 を て、 設 を 設 け け 利 該 な 7用者に な 地 け 域活 11 れ ことが ば 対 動 な 支援 する 5 で な

創 的 活 動 又 は 生 産 活 動 \mathcal{O} 機 会 \mathcal{O} 提 供 及 U 社 会と \mathcal{O} 交 流 \mathcal{O} 促 進 等 が で き

所

二便所

2 前 項各号に 掲げ る 設 備 \mathcal{O} 基 準 は 次 \mathcal{O} لح お り とする

所 創作 必 要な設備及 的 活 動 又 は生 CK 産活 備品等を 動 \mathcal{O} 機 備えること \mathcal{O} 提 供 及 び 社会と \mathcal{O} 交流 \mathcal{O} 促 進 等 が で き

一 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(職員の配置の基準)

第 完百六十· 七 条 地 域活 動支援セ ン タ \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 配 置 \mathcal{O} 準 は、 省令 九 規

する基準の例によることとする。

(従たる事業所を設置する場合における特例

三百六 +準 条 は、 地 域 省 令 活 第 動 支援 九 条 \mathcal{O} セ <u>ー</u>に タ 規定 に す 従 る基 たる 準 事 業所 \mathcal{O} 例 を に ょ 設 置 ることとする す る 場合 お け

(利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等

- 第三百 とが 該 利 で 用 きる + 者等に支払を求め 九 \mathcal{O} 条 は、 地域活 当該 金 動支援セ 銭 \mathcal{O} ることが 使途が ンタ 直接 き適当で が利用者等に 利 用者 あるも \mathcal{O} 便益 \mathcal{O} に 対 を向 限 て金銭 る 上させるも ŧ \mathcal{O} とする。 の支払を求 \mathcal{O} で あ 0 て、
- 2 者等 者等 前 項 に 金 \mathcal{O} 規定 対 銭の支払を求める理由 により 説 別りを行 金 銭 V. \mathcal{O} その 支払を求める 12 同意を得な つい · て書 際は、 け 面によっ れ 当該金 にばなら て 明ら な 銭 11 の使途及び額 かにするととも 並 び 利 利 用

(生産活動

- 第三百七十条 ならな 域 \mathcal{O} 実情並 V び に製品及 地 域活 動支援 びサ セ ピ ン ス タ \mathcal{O} 需給状況等を考慮 は、 生 産 活 動 \mathcal{O} 機 会 て行う 0 提 供 に当た ょ う努め 0 な 7 は け n ば 地
- 2 け 事 ればなら 地域活 する者の 動 ない 作業時 支援 セ 間 タ 作 業量 は 等 生 が 産 そ 活 \mathcal{O} 動 者 \mathcal{O} に 機 過重 会 \mathcal{O} な負担 提 供 12 となら 当 た 0 な 7 は 11 ょ う 生 産 配 活 慮 動 に な

(工賃の支払)

ることとする。 三百七十一条 工 賃 の支払に係る基準 は、 省令第十二条に規定する基準 \mathcal{O} 例 ょ

(定員の遵守)

第三百七十二条 11 ただし、 災害、 地域 虐待そ 活動支援 \mathcal{O} 他 セ ン \mathcal{O} B タ む] を得 は、 な 利 1 用定員を超え 事情が あ る場合 7 利 用さ は、 ک せ \mathcal{O} ては 限 ŋ な で 5 な

(衛生管理等)

- 第三百七十三条 る水に ない 0 V て、 衛生 地域 的 活 .動支援 な管理 に セ 努 ン め、 ター は、 又 は 衛生上 利 用 者 必 \mathcal{O} 要な 使 用 措 す 置 る 設 を 講 備 及 じ な び け 飲 用 れ ば 供 な す
- 2 発生し、又はま 秘密 地域活 保持等) 動 支援セン W 延し タ な 11 は 、ように 地 域活動支援セン 必要な措 置を講ず タ るよう努め に お 11 て感染症又は食 な け れ ばなら 中毒が な V)
- 三百七十四条 ることとする。 秘 密 保 持等 に 係る基準 準 は、 省令第十五 条 に規定する基準 \mathcal{O} 例 に ょ

(苦情解決)

- 第三百七 又 はそ \mathcal{O} 十 \mathcal{O} \Box 五条 を設置 家族 カュ する 6 地 域活 \mathcal{O} 等 苦 .動支援 0 情 必 に 要な措 迅 速 セ カュ ン 置 0 タ を講 適 切 は じ E なけ 対 そ 応 \mathcal{O} れ 提 す Ź ば 供 な た \emptyset た に、 な サ 11 苦情 ピ ス を受け 関 す る 付 利 け る 用 者
- 2 域 活 支援 セ ン タ は 前 項 \hat{O} 苦情を受け 付 け た 場合 に は、 当該 苦情 \mathcal{O} 内 容

等を記録しなければならない。

- 3 導 ば なら 又は 域 な 助 活 言を受 動 支援 け セ た ン 場 タ 合 は は 当 そ 該 \mathcal{O} 指 提 導 供 又 L は た 助 サ 言 に ピ 従 ス 12 0 て 関 必 し、 要 な 県 改 又 善 は を 市 行 町 村 わ な カュ け 6 指 れ
- 4 改 地 域 \mathcal{O} 内 活 容を県 .動支援 又 セ は ン 市 タ 町 村 は に 報告 県 又 L は な 市 け 町 れ 村 ば カュ な 6 5 \mathcal{O} な 求 V \otimes が あ 0 た 場 合 は 前 項 \mathcal{O}
- 5 ば が なら 同法 第 活 な .動支援 八十五 条 セ \mathcal{O} ン 規 タ 定に は より 社会福 行う 調査 祉法 第 又 は 八 十三条に あ 0 せん 規 に できる限り 定 す る 運営 協力 適 正 化 な 委員 け

(事故発生時の対応)

三百七 ょ ることとする。 - 六条 事 故 発 生 時 \mathcal{O} 対 応 に 係る基 準 は、 省令 第十 七 条 に規定する 基 \mathcal{O}

第七章 福祉ホームの設備及び運営に関する基準

(定義)

第三百七十 令 法、 に とい 関する基準 施行 う。 令、 七条 \smile 施行 平 ۲ に 成十 規 お \mathcal{O} 則 章 VI 八年 て使 及 に び お 厚 用する用 障 11 生 害 て 一労働 者 使用 自 立支援: 省令 語 する \mathcal{O} 第 用 例 百 法 語 によ 七 12 は 十六 基 る。 づ 特 号。 < 别 福 \mathcal{O} 以 祉 定 ホ 下 \otimes が \mathcal{O} Δ あ 章 \mathcal{O} る場合を 12 設 お 備 及 11 び 除 7 運営 き、

(基本方針)

- 第三百七十 ことが 的 下 \mathcal{O} に行 . こ の 他 \mathcal{O} 設 で 章 う t 備 きる 12 八条 を お 0 でなけ よう、 利 い 用 て同 福 さ 祉 せ れ 現 U ホ ばな 12 るととも 住 A 居 5 が は を求 な 地 に、 \ \ . 域 利 8 に 用 お 日 T 者 常 1 11 (福 生 て る 活 障 自 祉 12 害 <u>\f</u> ホ 必 者 L た 要 に Δ な を利用、 日 0 常 便 き 生活又 宜 低 \mathcal{O} する障害者 供 額 は 与 な を 料 社 会生活 適 金 切 で、 を V カュ 居 を う 0 室 営 効 果 以
- 0 たサ 福祉 ホ ピ ス ム \mathcal{O} は、 提供 利用 12 努め 者 \mathcal{O} なけれ 意思及び ば なら 人格 を尊重 な 11 L て、 常 に 当 該 利 用 者 \mathcal{O} 立 場 12 立
- 3 す る者 祉 等と サ ホ Δ \mathcal{O} ピ 連携に は、 ス 事業を 地 努 域 8 及 行う者そ び な 家庭 け れ ば 0 لح \mathcal{O} な 他 6 \mathcal{O} 結 保 な び 付きを 健 11 医療 重 サ 視 ピ L た ス 運営 又 は 福 を 祉 行 サ 11 Ľ 市 ス 町 を 村 提 障
- 4 等 必要な ホ る 制 う Δ は、 努 \mathcal{O} 整備を \otimes な 利 け 用 行う 者 れ ば \mathcal{O} な ځ 権 な Ł \mathcal{O} 擁 護 そ \mathcal{O} 虐 待 職 員 \mathcal{O} に 防 対 止 等 \mathcal{O} 研 た め、 修 を 実施 責 任 す 者 る を設 置 \mathcal{O} す 措
- 5 る よう 努 ホ 8 な け れ ば 利 な 5 者 な \mathcal{O} 安全 を 確 保す る ため 事 故 \mathcal{O} 防 止 に 関す る 措置 を 講 ず

(構造設備)

三百 され て 七 分考慮 カゝ つ、 九 さ 日 照、 れ 福 た 祉 ŧ 採 ホ 光、 \mathcal{O} で A なけ 換気 \mathcal{O} 配 れ 等 置 ば なら 利用 構造 な 者 及 び \mathcal{O} 11 備 健 衛 は 生 に 利 関 用 す 者 る \mathcal{O} 事 特 項 性 及 に び 応 防 て工夫 災 12 1

- 次 項に 福祉 お ホ 1 ム て \mathcal{O} 同 r. 建 物 (利用 は、 者 耐 火 \mathcal{O} (建築物 日 常 生活 又 は \mathcal{O} 準 た 耐 \otimes 火 建築 使 用 物 で な な 11 け 附 れ 属 ば \mathcal{O} な 建 5 な を 11
- 3 有する者 め \mathcal{O} 福祉 たときは 前 項の ホ 規定に \mathcal{O} 意見を聴 Δ 耐 \mathcal{O} 建 物 かか 火 建 築 で わ 1 物 あ て、 6 ず 又は 0 て 次 準 \mathcal{O} 知 事が 各号 耐 火災に係 火建築 0 火災 11 物 る ず 予防 利用者 れ とすること カュ \mathcal{O} 要件 消火 \mathcal{O} 安全 こを満た 活 を 要 性 動等 L が す な 確 に 保 木造 関 V さ れ カュ 専 7 0 平 的 11 屋 る 知 建 識 を
- び延焼 災が ス 発生す プ 0) 抑 クラ 制 る に お そ 配 慮 れ 設 があ 備 た \mathcal{O} る箇所 設 構造であ 置 E 天井等 ること。 お け る \mathcal{O} 防 内 装材 火 区 等 画 \mathcal{O} \sim 設 \mathcal{O} 難燃 置 等 に 性 ょ \mathcal{O} ŋ 材 料 初 \mathcal{O} 期 使 消 用 火 及
- n 非常 円 警報設 滑 な 消 火活 備 \mathcal{O} 設 動 置等 が 可 能 に よる なも \mathcal{O} 火災 であること。 \mathcal{O} 早 期 発見 及 び 通 報 \mathcal{O} 体 制 が さ れ て お
- あること。 ょ 避 配 置 り、 難 \Box 人 円 \mathcal{O} |滑な避 増設 員を増員すること等によ 難が 搬送を容易に 可 能な 構 行うた 造 で り、 あ 1) め に 火災 十分 か つ、 \mathcal{O} な 際 避 幅 \mathcal{O} 難 円 員 滑 訓 を な 練 有 避 す を 難 頻 る が 繁 避 可 に 難 実施 能 路 な \mathcal{O} す ŧ 確 る \mathcal{O} 保 で 等

(運営規程)

第三百八十 運営規程を定 \otimes 福 てお 祉 ホ カュ な A け は れ ば 次 な に 5 掲 な げ る施 い 設 0 営 に 0 い \mathcal{O} 重 要 項 関 す る

- 一施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員
- 利 用 者に 対 て 提 供 す る サ ピ ス \mathcal{O} 内 容 並 び 利 用 者 か 5 受領 す る 用 0

類及びその額

- 五 施設の利用に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 虐待の防止のための措置に関する事項
- ハ その他運営に関する重要事項

(非常災害対策)

三百 け る とと +ŧ 条 に、 非 祉 常 ホ 災 害 Δ に は 関 す 消 る具体 火 設 備 的 そ な \mathcal{O} 計 他 画 \mathcal{O} を立 非 常 災害 て 非 常 際 災 害 て 時 必 要な \mathcal{O} 関 関

- \mathcal{O} 通 び 連 絡 体 制 を整備 それら を 定 期 的 に 利 用 者 に 周 知 な け れ ば な 6
- 2 Δ 非 常 災害 に 備 え る た \emptyset 定 期 的 避 救 出 そ \mathcal{O}

他

必

要

な

を行

わ

な

け

れ

ば

な

5

な

V

な

- 3 なる物 福祉 ホ \mathcal{O} 備 Δ 蓄に は、 努め 利 用 なけ 者 \mathcal{O} れ ば 性 な に 5 応 な ľ い \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 非 常 災 害 時 12 お 11 7 要
- (サー ビ ス \mathcal{O} 提供 \mathcal{O} 記
- 第三百 ならな ス \mathcal{O} 八 十二条 提 11 供 目[′] 福祉 内 |容そ ホ \mathcal{O} 他 Δ 必要な は、 利 事項を、 用 者に 対 サ サ ピ ス ピ \mathcal{O} ス 提 を 供 提 供 \mathcal{O} 都 た 度 記 録 は な 当 け サ n ば
- (記 \mathcal{O} 整
- 第三百 てお 八十三条 カュ なけ れば 福祉 なら ホ な 11 A は 職 員、 設 備 備 品 及 び 会計 関 す る 諸 記録 を
- 福祉ホ 当該 サー ムは、 ビス を提 利用 者に対 供 L た 日 す カュ る 5 サ 五年 ピ 間 ス 保 \mathcal{O} 提 存 供 L な に け 関 す n ば る なら 次 に な 掲 11 げ る 記録
- 前条に 規定す るサ ピ ス 0) 提 供 \mathcal{O} 記 録
- 第三百 九十 条第二項に 規 定する苦情 \mathcal{O} 内 容 \mathcal{O} 記
- 1 ての 省令第十 記 録 六条第二項に 規定する 事故 \mathcal{O} 状 況 及 び 事 故 際 て 採 0 た 処 置 0
- (規模)
- 第三百八十 兀 条 福 祉 ホ Δ は V Ŧī. 人 以 上 \mathcal{O} 員 を利 用 させることが で きる 規 模 を
- 有するも \mathcal{O} で な け れ ば な 6 な

第三百

八十五条

福

祉

ホ

 Δ

 \mathcal{O}

設

備

 \mathcal{O}

基

進

は

省

令

九

条

に

規定

す

る

基

準

 \mathcal{O}

例

12

ょ

(設備

 \mathcal{O}

基

準)

- 三百 ることとする。 職員 八 + \mathcal{O} -六条 配 置 \mathcal{O} 福祉ホ 基準 Δ \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 配 置 \mathcal{O} 基 準 は 省 令 第 条 に 規 定 す る 基 \mathcal{O}
- (利用 者に 求 \Diamond ること \mathcal{O} でき る 金 銭 \mathcal{O} 支 払 \mathcal{O} 範 井

によ

るこ

ととする。

- 第三百 支払 当該 八十 を 求 金 七 条 \emptyset 銭 る \mathcal{O} 使途が こと 福祉 ホ が 適当 直 接 A で 利 が 用 あ 利 者 用 る 者 ŧ \mathcal{O} 便 12 \mathcal{O} 益 に 対 限 を 向 て る 金銭 ŧ 上させる \mathcal{O} とす の支 る。 £ 払 \mathcal{O} を 求 で \otimes あ 0 ることがで て 当該 きる 利 用
- 2 者 \mathcal{O} \mathcal{O} 支払 定 を求 ょ ŋ 金 8 銭 る 理 \mathcal{O} 由 支 払 , を 求 0 1 \emptyset 7 書面 る 際 は ょ 当 0 て 金 明 銭 ら カコ \mathcal{O} 使 に す 途 及 るとと び 額 Ł 並 に Ţ 利 利 用

者に対 し説明を行 11 そ \mathcal{O} 同意を得 なけ れ ば な 5 な い

(定員 \mathcal{O} 遵守)

第三百 十八条 福 祉 ホ Δ は 利 用 定員 を超えて 利用させてはなら な い

災害、 虐待その 他 \mathcal{O} Þ む を得 な VI 事 情 が あ る場合 は、 \mathcal{O} 限 り で な

(衛生管理等)

第三百 衛生的な管理に 八十九条 福祉 努 ホ め、 Δ 又は は 衛 利 生上必 用 者 \mathcal{O} 要な措置を講 用 する設備 及 な び 飲 け n 用 ば な する 6 な 水 V 0 い

2 必要な措置を講ずるよう努め ホ ムは、 福 祉 ホ ム に な け お れ V ばなら て感染症が発生し、 な 又は ま W 延し な 1 よう

(秘密保持等)

第三百九十条 秘密保持等 に係る基 準 は 省令第· +兀 条に規定す る基 \mathcal{O} に

こととする。

(苦情解決)

第三百九十一条 族から 設置 する \mathcal{O} 等 苦情に迅速か 0) 必要な措 福祉ホ 置を講じ 0 適切に ムは、 なけ 対応 その提供したサー ればなら するために、 な ビス 苦情を受け に関する利用者又は 付 けるため \mathcal{O} その家 窓 口 を

け ば ホ ならな ムは、 項 \mathcal{O} 苦情を受け 付 け た場合に は、 当 |該苦情 \mathcal{O} 内 容等を 記 録

3 を受けた ホ 場合は、当該指導又は助言に従っ ムは、 その提供し たサー ビ ス に て 関 必要な改善を行わなけ 県又は市町村 から指導又は れば ならな

4 を県又は 朩 市 ムは、 町村に報告 県又は市町 なけ れば 村 カュ ならな 5 0) 求 \otimes V が あ 0 た場合に は、 前 項 \mathcal{O} 改善の 内

5

ホ

ムは、

社会福祉法第八十三条に規定す

る運

営適正化委員会が

同

十五条の規定により行う調 (事故発生時 'の対応) 查 又は あ つ せん にできる限 ŋ 協 力 んなけ n ば ならない \mathcal{O}

第三百九 に よることとする。 十二条 事故発 時 \mathcal{O} 対 応 に 係る 基 準 は 省令 第 十六条 に 規定す á 基

節 総則 第八

障害者支援施設

 \mathcal{O}

設

備

及

び

運営に

関する

基

(定義)

第三百九十三条 省令」 施行 関 する基準 11 う。 施行 こ の 規 (平成 則 章 お 及 +び お VI 障 1 年 害 使 T 使用 厚 者 生 す 自 立支援 でする 一労働 る用 省 語 用 令第 法 語 \mathcal{O} に基 は、 百 に 七 づ 特 別 七 障 \mathcal{O} 号。 定 害者支援施設 8 以 が あ 下 る場合を \mathcal{O} 設 及 き、 び 7

と

に

て

用

例

ょ

支援 施 設 \mathcal{O} 原 則

そ 成 情 三百 11 \mathcal{O} を踏 者 効 九 果 + \mathcal{L} まえ に れ 兀 対 た 条 に 0 11 基 計 て 適 7 づ 画 障 :害者 き 切 継 (第 続 利 カュ 支援 用 兀 的 0 者 効 な 百 果 評 に 十条 施 価 的 対 設 第 に を は L 施 実 7 設 施 施設 項 利 障 す に 用 害 る 障 お 者 こと 害福 福 11 \mathcal{O} 祉 て 意 そ 向、 サ 祉 サ \mathcal{O} 個 他 别 適 ビ 支援 ス ピ \mathcal{O} を 提 措 ス を 計 置 障 供 提 を 画 害 講 L 供 \mathcal{O} な ず する لح け る い 性 こと とと j そ れ ば \mathcal{O} な ŧ に に 5 ょ を \mathcal{O} V)

- 2 に 障害者 立 0 た 支援 施 設 障 施 害福 設 は 祉 サ 利 用 者 ピ ス \mathcal{O} 意 \mathcal{O} 思 提 供 及 に び 努 人 格 8 な を け 尊 れ 重 ば L な T 5 な 常 V に 当 該 利 用 者 \mathcal{O} 立
- 3 す 置 る等 障害 者 支援施 ず 要 な る よう努め 制 設 \mathcal{O} は 整 な 備 利用 け を れ 行 者 ば う \mathcal{O} な と 5 と 権 な ŧ \mathcal{O} 擁 11 護 そ 虐 \mathcal{O} 職 待 員に \mathcal{O} 防 止 対 等 \mathcal{O} 研 た め、 修 を 実施 責 任 す 者 る を 設 \mathcal{O} 置
- 4 ずるよう努 者 支援 め 施 設 な け は れ 利用 ば な 者 5 な \mathcal{O} 安全を確 保 す る た \otimes 事 故 \mathcal{O} 防 止 に 関 す る 措 置 を

節 設 備 及 び 運営 関 す る 基 進

造 設 備

工夫さ 三百 に 0 九 1 7 + +五. 分考慮 カン 条 つ、 障 日 害者支援施設 さ 照 れ たも 採光、 \mathcal{O} でなけ 換 \mathcal{O} 気 配 れば 等 置、 \mathcal{O} な 利 用 造 6 な 及 者 い \mathcal{O} び 備 健 衛 は 生 に 利 関 用 す 者 る \mathcal{O} 事 特 項 性 反 に び 応 防 7

- 3 2 有 する 障害者 項 者 項 \mathcal{O} 支援施設 支援 規 \mathcal{O} 意見 定 お 施設 に 11 を て か 同 聴 カュ \mathcal{O} \mathcal{O} ľ 建 わ 建 11 らず て、 $\overline{}$ であ (利用者 は、 次 って、 \mathcal{O} 知 耐火建築物又は 各号 事 が \mathcal{O} 日常生 火災 \mathcal{O} 1 (災予防、 ず 係 活 れ \mathcal{O} カコ 準耐 ため \mathcal{O} 要件 消 火 火 に 建築物 \mathcal{O} を 活 使 安全性 満たす 動等 用 L で な な が 木造 1 け 附 れ 保 カュ 専 属 ば 門 0 \mathcal{O} なら 平屋 れ 的 建 知 を 建 11 を
- び が ス プ IJ \mathcal{O} 抑 す る ク 制 ラ お に そ 配 慮 設 れ があ 備 た \mathcal{O} 設置、 構造 る箇 で 所 E あ 天 ること。 井等 お け る \mathcal{O} 防 内 装材 火 区 等 画 \mathcal{O} \sim 設 \mathcal{O} 置 難 燃 等 性 に ょ \mathcal{O} 材料 り 初 \mathcal{O} 期 使 消 用 火 及 火

と

認め

た

とき

は

耐

火

建築物又は

準

耐

火

建

築物

とするこ

とを要

L

な

い

 \mathcal{O}

障害者

物

に

る

利用者

確

さ

7

る

- 常 円 報 な 消 設 備 火 活 \mathcal{O} 動 設 置等 が 可 能 に な ょ t る \mathcal{O} 火 であ 災 \mathcal{O} 早 る こと 期 発 見 及 び 通 報 \mathcal{O} 体 制 が 整 備 さ れ 7 お
- 難 り \Box 円 \mathcal{O} 人 増 滑 員 を 設 な 増 避 員 難 搬 送 が す を る 可 容 こと 能 な 等 構 に 造 行 で ょ う た n 1) 8 に 火 災 カゝ + \mathcal{O} 分 0 な \mathcal{O} 避 幅 円 難 員 滑 訓 を な 練 有 避 を す 難 頻 る が 繁 避 可 難 実施 能 路 な \mathcal{O} す 確 る \mathcal{O} で

る

(施設長の資格要件)

三百 九 六 条 障 害者支援施 設 \mathcal{O} 施 設 長 \mathcal{O} 資格 要件 に 係 る基 潍 は 省 令 第 五. 条 に

規定する基準の例によることとする。

(運営規程)

三百九 +七条 障 害 者 支援 施 設 は 次 12 掲 げ る事 \mathcal{O} 運 営 0 11 7 \mathcal{O} 事 項

関する運営規程を定めておかなければならない。

一障害者支援施設の目的及び運営の方針

一 提供する施設障害福祉サービスの種類

三 職員の職種、員数及び職務の内容

四 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間

Ŧī. 提供 す る 施 設障 害 福 祉 サ ビ ス \mathcal{O} 種 類ご لح \mathcal{O} 利 用 定 員

六 提供 す の施設 障 害 福 祉 サ ビ ス \mathcal{O} 種 類ごと \mathcal{O} 内 容 並 び 利 用 者 か ら受領 す

費用の種類及びその額

七 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域

八 サービスの利用に当たっての留意事項

九 緊急時等における対応方法

十 非常災害対策

十 提 供 す る施設 障 害福 祉 サ ピ ス \mathcal{O} 種 類ごとに 主たる対象とする 害 0 種

を定めた場合には、当該障害の種類

十二 虐待の防止のための措置に関する事項

十三 その他運営に関する重要事項

(非常災害対策)

第 三百九十 八 条 障害者 支援施 設 は 消 火 設 備 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 非 常災害に 際 て 必 要な

を設 け るとともに、 非常災 害に 関 する具 体 的 な 計 画 を立て、 非 常 災 害時 \mathcal{O} 関 係

機 関 \sim \mathcal{O} 通 報 及 び連絡 体制 を 整 備 それ 5 を 定 期 的 に 職員 12 周 知 L な け れ ば な

らない。

2 障害者 支援 施 設 は 非常 災 害 に 備 える た \emptyset 定 期 的 に 避 難、 救 出 そ \mathcal{O} 他 必 要な

訓練を行わなければならない。

3 障害者支援施 設 は、 利用 者 \mathcal{O} 特 性 に応 じ 食糧そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 非 常 災 害 時 お 11 て

要となる物資の備蓄に努めなければならない

(記録の整備)

第 三百 九 九 条 障 害者 支援 施 設 は 職 員 設 備 品 及 び 会計 に 関 す る 諸 記 録 を

盤備しておかなければならない。

2 障害者 支援施設 は 利用 者 に 対 す る施 設 **| 障害福** 祉 サ ピ ス \mathcal{O} 提 供 に 関 す る 次 に

掲 げ る記 を整 備 当 該 施設 障 害 福 祉 サ ピ ス を 提 た 日 カュ 5 五. 年 間 保

第四 百 条第 項 に 規 定 とする施 設 障 害 福 祉 サ ピ ス

画

な

け

れ

ば

な

6

な

V

- 二 省令第三十九条第二項に規定する身体拘束等の記録
- 三 第四百三十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 省令 第 四 十三条第二項に 規 定す る事 故 \mathcal{O} 状 況 及 び 事 故 に 際 て 採 0 た 処

ついての記録

(規模)

四百条 と 設障害福 が できる規 障 サ 害者支援 模 を有 ビス す 施 \mathcal{O} 設 る 種 ŧ は 類 \mathcal{O} \mathcal{O} で 区 次 な 分 \mathcal{O} に応じ け 各号 れ ば に な 掲 6 当該各号 げ な る当 VI 該障 に 掲 害者支援施 げる 人員 設 を 利 が 用させ 供 す る る

- 養成 学校 に 設する障 び 就労継 生活 あ 養成 施 0 設 て 続支援 とし 護、 は 施設認定規 害者支援施 自立 +て認定され 人以上) В 型 訓 則 設 練 <u>二</u> 十 に (あ (機 ょ て 能 る 11 W 人 以上 摩マ る障害者支援施設を除 あ 訓 λ 練 ツサ 摩 (入所を目的 7 自 ツ サ <u>\frac{1}{1}</u> ジ 指圧 訓 練 ジ 指圧 師、 とする他 (生活 師、 は り 訓 次項に 師及 はり 練) \mathcal{O} 社 師 び 会 きゆ 又 お 福 就 1 は 祉 労 はきゅう う師 施設 移行 7 同 等に併 じ 支 に 師 係る 援 \mathcal{O} 及
- 施設 害者支援施設 入 所 支援 三十人 に あ 0 以 ては 上 入 + 人以 所 を目 上 的 と する 他 \mathcal{O} 社 会福 祉 施 設 等 に 併 設 す
- ば 提供 じ、 \mathcal{O} に ならな 社会福 当該 する げる当該 \mathcal{O} 昼 昼間 各 11 祉 号に ŧ 間 施設等に併 実施 実施サ \mathcal{O} 障害者支援施設が とす 定め サ る る 数と ビス 設 ビ する ス を行 \mathcal{O} L 障 利 な 害者支援施 用 け 提供する施 う障害者支援施設 定員 れ ば \mathcal{O} な 合 5 設 計 な 設 12 が二十人以上 V 障害福祉 あ ただ 0 は 7 サー Ļ そ は \mathcal{O} 当該 + 入 ピ 利 ス 用 所 人 障 \mathcal{O} 定員 以 を 害 種 上 目的 者 類 を、 支援 \mathcal{O} で とす 区 施 な 分 \mathcal{O} る 設 け に 他 応 n が
- 生活 人 以 介護、 上 自立 訓 練 機機 能 訓 練 自 立 訓 練 生 活 訓 練) 又 は 就 労移 行 支援
- 一 就労継続支援B型 十人以上
- る 施設 障害者支援 入 所 支援 施 設に 三十 あ 0 人 以 て は 上 (入所 +人以 を目的 上 とする 他 \mathcal{O} 社 会福 祉 施 設 等 併 設 す

(設備の基準)

第 ただ 兀 談室、 百 静 他 養室 障 の社会福祉施設等 害 者支 及 び 援 多目 施 的 設 室 は \mathcal{O} そ 設 訓 \mathcal{O} 備 他 を利 運 作 営 業室、 用 上 することに 必 要な 居 室、 設 備を設 食堂、 より当該 け 浴 な 室、 障 け 害者支援施 洗 れ 面 ば 所 な な 所 \mathcal{O}

効果的 な 運営 を期待することが できる場合で あ 0 て、 利 用者の 支援に支障 が な い

ときは、その一部を設けないことができる。

1 障害者支援施設の設備の基準は、次のとおりとする

一訓練・作業室

イ 限りでな に 供するもの 専ら当該障害者支援施設 であること。 ただし、 が 提 供 す 利用 る 施設障 者 \mathcal{O} 害福 支援に支障が 祉 サ ピ な ス \mathcal{O} 11 場合は、 種 類ごと の用 \mathcal{O}

口 一 の 訓 練 • 作 業 室 0 面 積 は 定員 一人当たり 三・三平方メ

ること。

ハ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

一居室

イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。

ロ 地階に設けてはならないこと。

ノヽ 省令第十条第二項第二号ハに掲げ る基準を満たして いること。

ニ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ホ 一以上の出入 П は、 避難上有効な空地、廊下 又 は 広 間 に 直 接面 L て 設 ける

ر ح

 \sim 必要に 応じて 利 用者 \mathcal{O} 身 \mathcal{O} 口 ŋ 品を保管することが できる設備を備える

と。

トブザー又はこれに代わる設備を設けること。

三食堂

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

ロー必要な備品を備えること。

四 浴室 利用者の特性に応じたものとすること。

五 洗面所

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 利用者の特性に応じたものであること。

六 便所

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 利用者の特性に応じたものであること。

七 相談室 室内 に お け る 談 話 \mathcal{O} 漏えい ・を防ぐ た \Diamond \mathcal{O} 間 仕 切 ŋ 等を設け ること。

八 廊下幅

1 五. ル 以上とすること。 ただし、 中 廊 下 \mathcal{O} は 八 メ ル

以上とすること。

口 障 が な 下 1 \mathcal{O} ょ う に \mathcal{O} な を 拡 け れ ば す るこ な 6 な لح VI こと。 り、 者 職 員 等 \mathcal{O} 円 滑 な 往 来 に

支

- 九 静養 室 寝 台 又 は $\sum_{}$ れ に 代 わ る 設 備 を 備 え ること。
- 3 は、 と と 障 害者 前 項 す 支 に 援 規 施 定 設 す る が 生 ほ 活介 カゝ 護 治 療 又 に は 必 自 立 要 な 訓 機 練 械 (機 器 具等 能 訓 練) を 備 を行 え T 11 う 場 る 合 医 務 \mathcal{O} 室を 設 備 有 \mathcal{O} す る
- ょ 設 7 い 備 る障 るあ あ ツ サ を W 害者 有 摩 λ す 摩 ジ 7 支援 指 ることと ツ 7 圧 サ ツ 施設 師 サ ジ す は が 指 ジ る。 指 ŋ 就労移行 圧 師 圧 師 及び 師 は 支援 きゅ は り り 師 を行 う 師 及 師 又 てバ う は に き 場合 係 き ゆ る学 ゆ う 師 は う 校養 師 12 第二 \mathcal{O} 係 成 養 る 成 施 項 学 施 設 \mathcal{O} 校 規 設 لح 養 定 L لح 成 て \mathcal{O} L 施 ほ 設 7 必要とさ カュ 認 認 定さ 定 あ 規 れ れ W 則 摩 7
- 5 に 当た 第 項に 0 て支障が 規定す な る 相 VI 範囲 談 室 で 及 兼 び 用 多 す 目 的 ること 室 に が 0 で 11 きる て は 利 用 者 \sim \mathcal{O} サ ピ ス \mathcal{O} 提 供
- 6 必 職員 要な 第 _ 設 項に \mathcal{O} 備 配 規定す 及 置 \mathcal{O} び 機械 基 準 る静 器具等を備 養室及 び えることが 第三項に · 規 できる場合は、兼 定す る 医務 室 に 用 0 す い ることができる て は そ れ ぞ れ に
- \mathcal{O} 例 百二 に 条 ょ ることとす 障害者支援施 設 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 配 置 \mathcal{O} 基 準 は 省 令 第十 __ 条 に 規 定す

複数 \mathcal{O} 昼 間 実施 サ ピ ス を 行 う 場 合 15 お け る 職 員 \mathcal{O} 員 数

第 員数 兀 百三条 に 係 る 基 障 準 害者支援施設 は 省令第十二条 が 複 数 12 \mathcal{O} 規定 昼間 す 実 る基 施 サ 準 \mathcal{O} ピ ス 例 を に 行う よることと 場合 に す お け る 職 員 \mathcal{O}

(従 た る 事 業所 を 設 置 する 場 合 に お け る 特 例

第 準 兀 は、 百 兀 省令 障 第十二条 害者支援施設 水の二に 規定 に 従た す る る 基 事 業所 準 \mathcal{O} 例 を に 設 置 よることとす す る 場 合 に る お け る 例 に 係 る

(サービス提供困難時の対応)

- 該 兀 立 で 活 障害者 百五条 速 あ 訓 を勘 訓練) る 案 カュ と 生 認 支 活 援 \Diamond 障害者支援 U た 利 施 労 訓 場合 移行 な 練 用 設 け が 申 - 込者に 支援 は 通 れ 施設 ば 常 就労移行 適当 な 時 又 は、 対 に は 5 当 就 な な 支援 労継 他 自 該 生 い 施 \mathcal{O} 5 活 障 又は 適切 設障 続支 介 害 護、 害 援 者 就 な 支援 生活 福 労継続支援 В 自 祉 型 <u>\frac{1}{2}</u> 施 介 サ に 訓 設等 係る 護、 練 ピ (機 通 ス 自 \mathcal{O} В を提供 型 紹 立 常 能 を提 訓 介 \mathcal{O} 訓 練 事 そ 練 供 業 す \mathcal{O} (機 す る \mathcal{O} 他 ることが 能 地 実 \mathcal{O} 自 必 域 施 訓 要な を 地 訓 1 域 練 う。 措 木 当 生 自
- に 対 自 支援 5 適 施 切 設 な 便 は 宜 を供 利 用 与 申 す 込 え る こ 者 が とが 入 院 木 治 難 療 で を あ 必 る場合 要と す は、 る場 適 合 切 そ な \mathcal{O} 病 他 院 利 用 又 は 申 診 込 療

 \mathcal{O} 介 そ \mathcal{O} \mathcal{O} を 速 カン に な け れ ば な ら な 11

(心身の状況等の把握)

兀 ス \mathcal{O} 百 \mathcal{O} 利 六条 心 用 身 \mathcal{O} 状 況 状 況 害者支援 等 \mathcal{O} 把 そ 握 \mathcal{O} 施 置 努 カュ 設 \otimes れ は な 7 け 1 n る 設 ば 環 障 なら 境 害 他 な \mathcal{O} サ い ピ 医 ス 療 \mathcal{O} 提 サ 供 に ビ 当 ス 又 た は 0 福 て は 祉 サ 利 用 ピ

(障害福祉サービス事業者等との連携等)

第 障害福 地域及 兀 する 百 七 者 祉 U 家庭と 等 サ لح 障害者支援 \mathcal{O} ピ 密接な ス \mathcal{O} 事業 結び 連携 付 施 を行う者 きを重 設は に 努め そ 視 施 な \mathcal{O} L 設 障害福 た運営 け 他 れ \mathcal{O} ば 保 なら 健医 を行 祉 サ な 療 1 サ 11 ピ 市 ス 町 を 提 ピ 村、 ス 供す 又 は福祉 \mathcal{O} る 障 に当 害者支援施設 サ たっ ービ スを提 て

ピ ス 障害 を提供 \mathcal{O} 家族 者 支援施 す に る者と 対 設 て適 は 0) 施設障 密接 切 な な 援 連 害 助 携に を行 福 祉 努め うとと サ な ビ け ŧ ス に \mathcal{O} れ 提供 ば 保健 なら \mathcal{O} な 医 終 療 了 サ に 際 ピ ス 7 又 は は 福 利 用 サ 又

(障害者 支援施設が 利 用者に 求 8 ることの できる金銭 の支払 \mathcal{O} 範 井

- ŧ 上 させるも 百 \mathcal{O} とす 八 \mathcal{O} 支 条 払 σ を 障 害者支援 求めることがで で あ 0 て 施設が 当該 きる 利 施 用 者 設 \mathcal{O} は、 障害 に支払を求 福 当 祉 該 金 サ \emptyset 銭 ビス るこ \mathcal{O} 使 を提供 と 途 が が 適当 直 接 す で 利 る あ 用 利用者に るも 者 \mathcal{O} 便 \mathcal{O} 益 に 対 限 を る 向 7
- 者 に対 前 金 項 銭 L \mathcal{O} 規定 T \mathcal{O} 説 支払 明 に を行 を求 り V 8 金 る理 銭 そ \mathcal{O} 由 \mathcal{O} 支 同 に 払 意を得 0 を VI 求 7 8 書 る な 面 際 け れ は、 に ょ ば な 0 当 該 5 T 明 な 金 5 銭 11 か \mathcal{O} 使 途 す る 及 び 額 もに 並 び に 利 利 用 用

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第 施設障 に基づ ばなら 百 九 宇福祉 き、 ない 利用 障 サ 害者支援施 者 \mathcal{O} ピ 心 ス 身 \mathcal{O} 設は \mathcal{O} 提 状 供 況 が 等に応じ 漫 次 条第 然 カュ 0 て、 画 項 に __ そ 規定す 的 \mathcal{O} なも 者 \mathcal{O} る \mathcal{O} 支援を適切 と 施 なら 設 障 · 害 福 な 11 に ょ 祉 行 う サ う 配 ととも 慮 ピ L ス な け 画

- 障害者 1 う 支援施 12 説 明 利 を行 用 設 者 \mathcal{O} わ 又 職 な は 員 そ け は れ \mathcal{O} ば 家 施 族 設 な 5 12 障 な 対 害 福 い 祉 支援 サ 上 ビ 必 ス 要 \mathcal{O} な 提 事 供 項 に に 当 た 0 0 11 て、 て は 理 解 懇 B 丁
- 3 に そ 害者支援 \mathcal{O} 改 善 を 义 施 5 設 な は け れ そ ば \mathcal{O} 提供 な 5 な す る 施 設 障 害福 祉 サ ビ ス \mathcal{O} 質 \mathcal{O} 評 価 を 行 11

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

百 (3)条 \mathcal{O} 厚 生労 害 者 支 大 臣 援 が 施 定 設 8 \mathcal{O} る 施 者 設 を 長 は、 11 う。 サ 以 下 ピ ۲ ス \mathcal{O} 理 条 責任 及 び 者 次 条に (省 お 令 11 +7 同

祉 障 ピ ス 画 サ V F, う。 ス る \mathcal{O} 作 個 成 别 に 支 援 関 す る 務 以 を 下 担 当 \mathcal{O} さ せ る お Ł 11 て \mathcal{O} と す 施

- 等 ょ セ な うに 方 ス \mathcal{O} サ メ 評 法 支 に ン 価 ピ 援 を ス す 通 管 り る上で لح 理 じ 7 利 責 11 う。 利 任 用 用 者 者 \mathcal{O} 適 \smile は、 者 に 切 を \mathcal{O} 0 な支援 希 行 11 施 望 1 T 設 障 す 内 利 る そ 害 容 用 生 \mathcal{O} 福 活 者 置 祉 \mathcal{O} 検 が B サ カゝ 課 討 自 れ 立 題 を ピ T L 等 ス 11 し な た 計 \mathcal{O} る け 日 把 環 画 常 握 境 れ \mathcal{O} **一**(以下 ば 生 及 作 成 な 活 び を 5 日 に こ の 営 な 当 常 生活 た V むことが 条に 0 全 7 お 般 は 11 で \mathcal{O} て「ア 状 況 切
- 3 理 合 に ア お を セ V ス な T メ け サ れ ば に ピ · 当 た な ス 6 管 な 0 理 て い 責 は 任 者 利 は、 用 者 面接 に 面 \mathcal{O} 接 趣 L 日 7 を利 行 わ 用者に対し な け れ ば なら て 十 な 分に 11 説 明 \mathcal{O}
- 4 提 者 害 さ な ス 画 福祉 供 せる け \mathcal{O} び れ す 原 る 案を サ た そ ば \mathcal{O} ピ 連 施 \mathcal{O} な 8 ス 家族 管 携 設 作 ビ 5 \mathcal{O} 課題、 障 理 な Ł 成 ス を しな 含 害 \mathcal{O} 責 任 提 生 8 福 祉 供 施 活 者 け て 施設 する 設 12 サ は れ 障 ば 対 な 害 障 上 す ピ T 害 で 福 ス 6 る セ 意 福 以 な \mathcal{O} 祉 ス 留 祉 外 サ 向、 11 メ 0 サ 意 \mathcal{O} 保 ۲ 事 総 ピ 1 スごと 項 健 \mathcal{O} 合 及 F, 場合 等 的 び ス 医 支援 計 療 を な サ に 記 支 画 \mathcal{O} お 援 載 目 内 \mathcal{O} 標 原 1 \mathcal{O} ピ L 容 た 案 て 方 ス 及 \mathcal{O} 又 施 針、 に び 検 当 位 は 設 そ 討 該 置 そ 障 生 \mathcal{O} 結 害福祉 活 達 果 付 \mathcal{O} 障 け 他 害 成 全 に 1者支援 \mathcal{O} 時 般 基 る ょ 福 サ 期 \mathcal{O} づ う 祉 質 き サ 施 施 を に ビ ス 計 設 向 努 設 利 ピ が 膧
- 5 に 11 11 う。 対 サ T 意見 す る ピ を求 を 施 ス 開 設 管 \aleph 催 障 理 害福 責任 る ŧ 前 祉 者 \mathcal{O} サ は、 とす 項に 規 る。 ピ 施 定 ス 設 す 等 障 \mathcal{O} 害 る 施 提 福 設 供 祉 障 に サ 当 害 た 福 ピ 祉 る ス 担 サ 計 当 画 者 ピ \mathcal{O} 等 作 ス 計 を 成 画 招 に 集 係 \mathcal{O} 原 L る 7 숲 案 行 議 \mathcal{O} 内 う 会 利 容 議 に 用 者 \sim
- 6 な 内 け 容 れ ば ビ 0 ス 管 な V 5 7 な 利 理 用 責任 11 者 者 又 は、 は そ \mathcal{O} 第 家 兀 族 項 に に 規 対 定 L て す 説 る 施 明 設 L 障 文 害 書 福 に 祉 ょ サ 1) 利 ピ 用 ス 計 者 \mathcal{O} 画 同 \mathcal{O} 意 原 を 案 \mathcal{O}
- 7 サ ピ 祉 ス サ 管 理 責任 ピ ス 計 者 画 は を 利 施 用 設 者 障 害 交 福 付 祉 ナ な け ピ れ ス ば 計 な 画 を 5 な 作 い 成 た に は 当 該 施
- 8 次 口 以 項 ビ お ピ 施 画 ス ス 11 管 設 て \mathcal{O} 理 障 実 画 施 害 責 七 \mathcal{O} 変 状 任 福 = 更 祉 タ 況 サ を IJ \mathcal{O} は 行 ン 把 グ 握 施 う ピ ŧ ス 設 障 計 لح 利 \mathcal{O} 害 لح 画 V 用 う。 す 者 福 \mathcal{O} る 見 祉 に 直 + 0 を 11 行 を 7 F. 行 ス う \mathcal{O} 継 計 と 1 لح 続 画 t 必 的 \mathcal{O} に、 要 作 な 12 ア 成 後 応 少 セ ľ な ス 7 メ 施 لح ン 設 ŧ 障 施 \vdash 六 設 を 害 月 福 含 害 む 祉 福 +
- 連 ビ ス 的 に 行 責 Ď 任 ことと 者 は モ = 特 タ 段 IJ \mathcal{O} ン 事 グ ĺΞ 情 当 \mathcal{O} た な 0 11 限 て り は 次 利 用 に 定 者 \otimes 及 る び と そ ころ \mathcal{O} 家 に ょ V)

行 わ な け れ ば な 6 な い

- 定 期 的 利 用 者 に 面 接すること。
- 定期 的 に モ = タ IJ ン グ \mathcal{O} 結 果を記り 録 すること。
- 10 \mathcal{O} 第二項 変更 カュ 6 第 七 項ま る。 で \mathcal{O} 規 定 は 第 八 項 に 規定す る 施 設 障 害 福 祉 サ ピ ス 計 画

0 1 て 準 用 す

サー ピ ス 管 理責任 者 0 責 務

第 四百十 務 Š 条 ŧ サ ピ ス 管理責任 者 は 前 条 に 規定する 業 務 \mathcal{O} ほ か、 次 掲 げ る

を行 \mathcal{O} とする

- を行う 外に 利用 者等 申 お け 込 る障 に対 者 \mathcal{O} 害 する 利 福 用 祉 に 照会等に サ 際 L ビ ス 等 ょ そ ŋ \mathcal{O} 者 \mathcal{O} 利 そ が 用 \mathcal{O} 現 状 者 に 況 利 \mathcal{O} 等 心 用 を 身 L 把 0 7 握 状 11 況、 す る ること。 障 害 当 該 福 障 祉 害者支援 サ Ľ ス 施 事 設
- 活 日 常生活 を営 利 用 むことが 者 · を 営 \mathcal{O} 心 身の む で こと 状 きると認め が 況、 できるよう定 その 5 置 か れ る れ 利 期 7 用 的 V 者に対 に る環境等に 検 は討する Ļ 必 とともに、 照 要な援 5 利 助を行うこと 自立 用 者 L が た 自 日 立 た
- 三 他の 職 員 に 対 する技術指導 及 び 助言を 行うこと。

相 談等

境 等 四百十二条 とともに、 \mathcal{O} 的 必要な助言そ な 把 障害者支援施 握に 努 め、 \mathcal{O} 他 利 設 用 \mathcal{O} は 援助を行 者 又は 常 そ 利 わ \mathcal{O} 用 なけ 家族 者 \mathcal{O} に れ 心 対 ば 身 Ļ な \mathcal{O} 5 状 そ 況、 な \mathcal{O} 11 相 そ 談 \mathcal{O} に 置 適 カコ 切に れ 7 応 1 じ る る 環

7 を実施し 十六条第一項に規定す 又は就労継 訓 障害者支援 (機 な 続支援 能 け 施 訓 n 練) 設 ば な В は 型 5 るサ 利用 な 自立 \mathcal{O} 利 11 者が 用 訓 ピ を 練 ス 希 生 事業所 望 当 す 活 該障害者支援施設 る 訓 場 練 を 合 11 う。 に は、 就労 移 等と 他 行 以 \mathcal{O} 支援、 外に サ \mathcal{O} 利 お 用 ピ 調 ス 就 1 事業 労 整 て 継 等 生 必 所 続 活 支援 要な 介 (法 護 支援 第三 Α 型

(介護)

四百十三条 介 護 に 係 る基 準 は 省 令第二十 条 規 定 す る 基 準 \mathcal{O} 例 ょ る こと

とする。

訓練)

第 四百十四 訓 練 に 係 る基 準 は 省令第二十二条に 規定する 基 準 \mathcal{O} 例 ょ る

とする

(生産活 動

第 慮 兀 会 百 +て \mathcal{O} 行 提 Ŧī. 供 うように 条 に 当た 障 害者 努 0 8 て 支援施設 な は け れ 地 域 ば は な \mathcal{O} 実情 5 生 な 活 並 介 い び 護 に 又 製 は 品品 就 労移 及 び サ 行 支援 ピ ス に \mathcal{O} お 需 け 給 る 状 生 況 産 活 を考 動 \mathcal{O}

- 担 に とな た 5 0 支援 な て は 11 ょ 施 うに 生 設 産 配 活 慮 動 に 従 な け 事 れ す 又 ば る は な 者 就 6 労 \mathcal{O} 移 な 作 業時 行 11 支援 間 に お 作 業 け 量 る 等 生 産 が そ 活 動 \mathcal{O} 者 \mathcal{O} に 過 会 重 \mathcal{O} な 提 供 負
- 3 当た まえ 害 た 者 0 支 7 工 夫 は、 援 を 施 行 生 設 産 わ は な 活 動 生 け 活 n \mathcal{O} ば 能 介 護 な 率 又 5 \mathcal{O} は な 向 就 上 が 労 移 义 行 5 支 れ 援 る に ょ う、 お け 利 る 用 生 者 産 活 \mathcal{O} 障 動 害 \mathcal{O} \mathcal{O} 機 特 会 性 \mathcal{O} 等 提 を 供
- 4 カゝ 障害者 つ適 当た 切 0 な 支援施設 T 措置 は、 を 防 塵設 講 は、 ľ な 生活 備 け 又 は 介 れ 護 ば 消 な 火 又 設 は 5 備 就 な \mathcal{O} 労 い 設 移 行 置 支 等 援 生 産 に 活 お 動 け を る 安全 生 産 に 活 行 動 う \mathcal{O} 機 た 8 会 \mathcal{O} 提 必 要

(工賃の支払等)

百 ることとする。 六 工 賃 \mathcal{O} 支 払等 に 係 る 基 準 は 省 令 第二十 应 条 に 規定す る 基準 \mathcal{O} 例

(実習の実施)

- れ |百十七 障害 ば なら 福 な 祉 条 サー 11 障害者 ビ ス 計 支援施設 画 に 基 づ は 1 て 就 労移行 実習できるよ 支援 \mathcal{O} う、 う、 提供 実 習 に 当た \mathcal{O} 受 0 入 て 先 は を 確 利 保 用 者 な が 施 け
- 福 ば なら 障害 サ 者 な 支援 ピ ス 施 計 画に 設 は 基 づ 就 11 労 継 て実習できるよ 続 支援 В 型 \mathcal{O} う、 提 供 実習の 当た 受入 0 て 先 は \mathcal{O} 確 利 保 用 に 者 努め が 施 な 設 け 障 n
- 3 者 障 害者 \mathcal{O} 障 意 害 支援 者 向 就 及 び 業 施 適 設 生活 性 は を 支援 踏 前 まえ 項 セ 7 ン \mathcal{O} 行 タ 実 うよ 習 \mathcal{O} 特 受 う 努 別 入 支援 \otimes 先 な \mathcal{O} 学 け 確 校 保 れ 等 ば に 当 な \mathcal{O} 関 た 6 係 な 0 VI 機 7 関 は لح 連 公 携 共 職 業安 て

(求職活動の支援等の実施)

- 第 2 定所 四百 \mathcal{O} 障害 職 +で 者 \mathcal{O} \mathcal{O} 八 支援 条 登 求 録 職 そ 施 \mathcal{O} 障 登録そ \mathcal{O} 設 害者支援施設 他 は \mathcal{O} 利用 \mathcal{O} 就労継続 他 者 \mathcal{O} が 利 は 支援 行 用 う 者 就 が行 求 В 労移 職 型 活 $_{\mathcal{O}}$ う 行 支援 動 提 求 供 職 \mathcal{O} 支 に 活 \mathcal{O} 援に 当た 動 提 を 供 支援 努 0 に て 当た \otimes な は L な け 0 れ 公 け 7 ば 共 れ は な 職 ば 業安 なら 5 公共 な 定 な 職 11 所 V で 安
- 3 連 一共職 職場 携 障害者 業安定 て 支援施 \mathcal{O} 定 利用 着 \mathcal{O} 者 設 た \mathcal{O} 障害 は、 \emptyset 意 l者就 向及 就労 \mathcal{O} 支援 業 移行 び 適 \mathcal{O} • 性に応 支援 実施 生活支援セ 又 じ は た 就 労継 求 ン タ 人 続支援 \mathcal{O} 開 拓 特 別 В に 支援学 努 型 \emptyset \mathcal{O} 提 な 校 供 け 等 n ば 当 \mathcal{O} な 関 た 係 0 5 機 7 な は 11

て 百 定 九 利 用 者 を が 進 害 就 す 者 支 る 援 た た \emptyset 施 日 設 か 障 は ら 六 害 者 月 就 以上、 就業 労 移 行 支援 職業生活 活 支 \mathcal{O} 援セ 提 に 供 お ン に け タ 当 る た 相 等 0 談 \mathcal{O} 7 等 関 は \mathcal{O} 係 支援 利 関 用 連 \mathcal{O}

しなければならない。

2 定着を な 利 け 用者 :害者 れ ば が 促 な 就 進 支援 職 する 5 した日 な 施 ため 11 設 は、 カ 就労継 ら六 障害者就 月 続 以 Ę 支援 業 • 生活 職 В 業 型 支援 生 \mathcal{O} 提供に 活 12 セ お ン 当た タ け る 等 0 相 7 \mathcal{O} 談 関 は、 等 係 \mathcal{O} 支 機 利 関 援 用 لح 者 \mathcal{O} 連携 継 \mathcal{O} 続 職 L 場 努め て \sim \mathcal{O}

(就職状況の報告)

第 ばなら 度にお 四百二十 け な る 条 就 職 障害者支援施設 した利用者の 数その は、 就 労移行 他 \mathcal{O} 就 支援 職 に関する状 \mathcal{O} 提供 に 当たっ 況 を、 県 て に報告し は 毎年、 な け 前 れ 年

(食事)

当 兀 「な理由 百二十 が _ な 条 障害者支援施 食事 \mathcal{O} 提供 設 を 拒 (施 λ では 設 入所 な 支援を提供 5 な V す る場合 に 限 る。 は 正

- 2 6 け ればなら かじめ、 障害者支援施設 な 利用者に 11 は、 対 食事 しそ \mathcal{O} \mathcal{O} 提 内 容 供 を行 及 び費用 う 場 合に に 関 は L て 当 該 説 明 を行 食事 い \mathcal{O} 提 そ 供 \mathcal{O} に 当た 同 [意を得 り、 な あ
- 3 に応じ わ 考慮し、 なけ 障害者支援施設 れ た、 適切な ば な 適切な栄養 5 時 な 間 は、 12 量及 食事 食事 び \mathcal{O} \mathcal{O} 提供 提供 内 容 いを行うと に \mathcal{O} 当たっ 食事 \mathcal{O} とも て 提供を行うた は、 に、 利用 利 用 者 \Diamond 者 \mathcal{O} 心 \mathcal{O} 年 身 必 要な栄養管 齢 \mathcal{O} 及 状 U 況 障 害 及 び 理 \mathcal{O} 嗜 を行 特 好 性 を
- 4 調理 は あ 5 かじ \Diamond 作 成さ れ た 献 立 に 従 0 T 行 わ n な け n ば な 5 な 11
- 5 \mathcal{O} を 指導を受け 置 障害者支援施 カコ な V ときは、 るよう 設 は 努め 献 立 食事 な \mathcal{O} け 内 \mathcal{O} 提供 容、 れ ば 栄 な を 養価 行う 6 な 場 いく \mathcal{O} 合 算 定 で 及 あ び 0 調 て 理 障 \mathcal{O} 害者 方 法 支援施設に に 0 VI 7 保 健 栄養 所 士

(社会生活上の便宜の供与等)

第 行 兀 うよう 百二十二条 努め な けれ 障害者支援施設 ば ならな は 適 宜 利 用 者 \mathcal{O} た \otimes \mathcal{O} V ク IJ 工] シ 彐 ン 行 事 を

- 2 を 得 12 障害者支援施設 て 9 代 11 わ て、 0 T そ 行 \mathcal{O} 者 わ は な 又 はそ け 利用 れ 君が日 ば \mathcal{O} 家族が行うこ な 5 な 常 生活 V を とが 営 to 木 上 [難で で必 要な あ る場合 行 政 は、 機 関 そ に 対 \mathcal{O} 者 す る \mathcal{O} 同 手 意
- 3 家 族と 障害者支援 \mathcal{O} 交流 等 施 設 \mathcal{O} 機会 は、 を 常 確 に 保 利用 す る 者 よう努 \bar{o} 家族と め \mathcal{O} な 連携を図 け れ ば な 5 るととも な に、 利 用 者とそ

(健康管理)

康保 百二十三条 持 \mathcal{O} た \otimes \mathcal{O} 障 |害者 適 切 支援施 な措置を 設 講 は じな 常常 に け 利 れ 用 ば 者 な \mathcal{O} 6 健康の な い 状 況 に 注意するととも

期 に 健 康 支援 診 断 を行 施 設 わ は な け 設 れ ば 入 な 所 支援 6 な を利 い 用 す る 利 用 者 に 対 て、 毎 年二 口 以 上 定

(緊急時等の対応)

を 兀 百二 行う 者 に +等 · 四 条 状 \mathcal{O} 必 \mathcal{O} 急変が 要な措 職 員 置 生 は を じ 講 た 現 場 に じ 合 な 施 け そ 設 れ \mathcal{O} 障 ば 害 他 なら 必 福 要 祉 な場合 な サ 11 ピ は ス \mathcal{O} 速 Þ 供 カュ を に 行 医 0 療 7 機 VI 関 る لح \sim \mathcal{O} き 連 利

(施設 入 所 支援 利用 者 \mathcal{O} 入 院 期 間 中 \mathcal{O} 取 扱 11

第 三十三条に 四百二十五 規 条 定する 施設 基 入 所支 準 \mathcal{O} 援 例 利 に 用 よることと 者 \mathcal{O} 入 院 する 期 間 中 \mathcal{O} 取 扱 11 に 係 る 基 準 は 省 令

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

- 金 とし 付 百二十六 0 た収益を含 当該 財 金 て支払 産と 以 利用者に係る 条 区 下 む。 を受け ۲ 分するこ 障害者· \mathcal{O} 以下 条に た کے 当該 支援施 : こ の 金銭 お 11 金銭 条 を次に掲げ て 設 に 后給 お 及びこれ は 11 付 金 て 省令 ると \neg 利 に لح 第 準ずる こころに 用者に係る 11 三十三条の う。 £ ょ \mathcal{O} り \mathcal{O} 支給 金 管 $\widehat{\mathcal{L}}$ 理 銭 \mathcal{O} を受 れ 厚 L な 生 لح 5 け 労 11 \mathcal{O} け う。 運用 た 働 れ ば 大 に な きは 臣 をそ ょ が 5 な り 定 生じ V) 0 \otimes 他 る
- 利 用 者 に 係 る金 銭 を給 付 金 \mathcal{O} 支 給 \mathcal{O} 趣 旨 に 従 0 7 用 11 る
- 利 用 者 係 る 金 銭 \mathcal{O} 収 支 \mathcal{O} 状 況 を明 5 か 12 す る 記 録 を整備する
- 兀 取 得 該 さ 利 せ 用 ること。 者 が 退 所 た場合 に は 速や カュ に 利 用 者に係 る金銭を当 該 利 用

(施設長の責務)

- 第 兀 \mathcal{O} 百二十 理 そ 七 \mathcal{O} 他 条 0 管理 障害者支援施 を _ 元 的 設 に \mathcal{O} 行 施 わ 設 な 長 け は n ば 当 該 な 障 5 !害者 な い 支援 施 設 \mathcal{O} 職 員 及 び 業 務
- 2 さ せるた 害者支援 \otimes 必 要な指 施設 \bigcirc 揮 施 命令 設長 を行 は 当 う ŧ 該 障害者 \mathcal{O} لح す 支援 る。 施 設 \mathcal{O} 職 員 に ۲ \mathcal{O} 節 \mathcal{O} 規 定 を 守

勤務体制の確保等)

- 兀 提供 て 百二 +か で きるよ な 八 け 条 れ う、 ば 障害者支援施 なら 施 な 設 障害 福 設 祉 は サ 利 用 ピ ス 者 \mathcal{O} 種 対 類ご L 適 لح に 切 な 職 施 員 設 障 \mathcal{O} 勤 害 務 福 \mathcal{O} 祉 体 サ 制 を ビ ス
- 2 \mathcal{O} 障害者 職 \mathcal{O} 支 援 支援 ょ 直 0 接 7 施 影 施 設 響を 設 は、 障 施設障 及 害 ぼ 福 祉 さ 害福 な サ 11 業 ピ 祉 務 ス サ を 提 0 ピ 供 V ス て \mathcal{O} な は 種 け 類 れ ば と \mathcal{O} に、 限 な n 5 で な 当 な 該 11 V 障 た 害者支援 だ 利 施 用
- 3 れ ば 5 支援 施 設 は 職 員 \mathcal{O} 資 質 \mathcal{O} 向 上 \mathcal{O} た \emptyset に そ \mathcal{O} 研 修 \mathcal{O} 機 会 を 確保 な け

(定員の遵守)

第 な な 兀 \mathcal{O} 百二十 11 い 利用 0 た 定員及び だし、 九条 災害、 居室 障害者支援施 \mathcal{O} 虐待そ 定員を超え 設 \mathcal{O} 他 は、 \mathcal{O} 7 B 施 施 設 設 む を 障 障 害福 害福 得 な 祉 祉 11 サ 事 サ 情 F. ピ が ス ス あ \mathcal{O} る \mathcal{O} 場合 提 種 供 類ごと を行 は 0 \mathcal{O} 7 そ \mathcal{O} 限 は れ な り ぞ で 6 れ

(衛生管理等)

第 兀 等に必要となる機械器 て、 百三十条 衛生 的 な管理に努め 障害者支援施設 具等 \mathcal{O} 管理 又は は を適正 衛 利 生上 用 者 に 必 \mathcal{O} 行 要な 使 用 わ 措置 な す る け 設 を れ ば 講 備 な ずるとと 及 5 び な 飲 用 11 ŧ に 供 に、 す 健 る 康 水 管 に 理 0

2 ま λ 障害者支援施設 延し な いように は 必 障害者 要な措置 支援 を 講ず 施 設 る 12 ょ お う 11 努 T 感 8 染症 な け 又は れ ば なら 食 中 毒 な が い 発 生 L 又 は

(協力医療機関等)

第 じ 兀 め、 百三十一条 協 力 医 療機関を 障害者支援施 定め て 設 お カコ は な 利 け れ 用 ば 者 な \mathcal{O} ら 病 な 状 W \mathcal{O} 急 変等 に 備 えるため あ ら カュ

2 れ ばならない 障害者支援施 設 は あ 5 か じ 8 協 力 歯 科 医 療機 関 を 定 \otimes て お < よう 多数め な け

(身体拘束等の禁止

第 四百三十二条 \mathcal{O} 例に よることとする 身体拘束等 \mathcal{O} 禁止 に 係 る 基準 は、 省令第三十 九 条に規定す る 基

(秘密保持等)

第 兀 百三十三条 秘 密 保 持等 に 係る 基 準 は 省 令 第 兀 条 に 規定 す る 基 準 \mathcal{O} 例 に ょ

(苦情解決)

る

こととする。

第 けるた 利 兀 用者 百三十四条 8 又はその \mathcal{O} 窓 \Box を設置 家族 障害者支援施設 カュ |する 6 \mathcal{O} 苦情に 等 \mathcal{O} 必 は 要な措 迅 速 そ カュ \mathcal{O} 置 0 提 適 供 を 講 切 L ĺZ ľ た 施設 対応 な け する れ 障 害福 ば なら た め 祉 に、 な サ V 苦 ビ 情 ス を に 受け 関 す 付 る

- 2 録 障害者 な け 支援施 れ ば な ら 設 な は、 V 前 項 \mathcal{O} 苦 情 を受け 付 け た 場 合 に は 当 該 苦 情 \mathcal{O} 内 容 等 を 記
- 3 ば 導 な 又は 障害者支援 5 な 助言 を受 施 設 け た場合 は、 そ は \mathcal{O} 提 当 供 該 L 指 た 導 施 又 設 障 は 助言 害福 に 祉 従 サ 0 て ピ 必 ス 要な に 関 改 Ļ 善 を行 市 町 わ 村 な カュ け 5 指 れ
- 4 市 害 者 に 支援 報 告 施 なけ 設 は n ば 市 な 町 5 村 な カュ VI 5 \mathcal{O} 求 \emptyset が あ 0 た 場合 に は 前 項 \mathcal{O} 改 善 \mathcal{O} 内 容 を

(地域との連携等)

匹 発的 (事故 百三十五 な 発生時 活 動等との連携及 \mathcal{O} 対応) 障害者支援施設 び 協 力 を行 は、 う等 その \mathcal{O} 運営に当たっ 地 域との 交流 て に は、 努め 地域 な け 住民 れ ば 又は ならな その 1

例に 百三十六条 よることとする 事故発 生 時 \mathcal{O} 対 応 に 係 る 基 潍 は 省 令 第 兀 十三条 に規定す る

附則

(施行期日)

第 第百七 二十五 を含む。 第三項 用 を含 を含 第三百七十 三百二十八条、 百 に て お 準用する場合を含む。 する場合を含む。) 七十一条第四項、 八条第三項及び 1 年 この条 て 十二条、 (第九十五条、 · 四 月 準用する場合を含む。)、 八条第五 例 第二百十二条第四項、 第百五十五条、 第八十三条 __ 日 か 第三百三十七条、第三百五十二条及び第三百五十五条におい は 第百八十 ら施行 項、 第 第二百七十六条第三項 公布 第百十条、 四百一条並 第三百八十一条第三項、 五条、 第三百六条(第三百二十三条及び第三百三十七条に \mathcal{O} (第百四 す 日 る 第三百二十六条、 第百七十六条 か 第 5 一五条及 石九十条 施行 び 第百四十 第三百六十条第五項、第三百六十二条第三項、 第二百 に附則第五条から第七条まで す ź。 1十七条、 及 一条、 び第百六 (第三百十八条、 (第百八 び第二百 ただ 第三百四十一条 第三百九十四条第四項、 第百 +第二百五十七条第三項、 ・八条に 一条に 兀 条に 四条第四 九 お お お 条 第三百二十三条、 11 V 11 (第三百五十五条 項、 の規定は て準用す て準 て準 第百五十 一用す 用す 第七 第三百 る 十二条 る 九 お て準 第二 第

(経過措置)

む。 基 制定又は 11 . う。 準省令経過 以下この 特例 次に掲 改正 \mathcal{O} 本則 基 お 条にお 措 準 1 に伴う経過措置 げる法に て 置 に 規定する条例で定めるに \mathcal{O} 同 11 例 て「基準 \mathcal{O} 例 基 に ょ づ 内容を本則に規定し 基準」という。 < · 命令 (条例を定めるに当たっ 省令経過措置」という。 (以下こ \smile に基づき、 当た \mathcal{O} 条及び た場合 0 ての 次 に 条に て 基 お 準 \mathcal{O} \mathcal{O} け \mathcal{O} 基準と であ お 条例に定め 適用を受け る い 必要な経過措置 0 て され て、 「基準省 るもの うるも 基準 るべき基準 省令 \mathcal{O} を含 以 は

- 一 施行規則
- 害 者 す 自 る 1 支援 法 に 基 づ 指 定障害福 祉 サ ピ ス \mathcal{O} 事業等 \mathcal{O} 人 員、 設 及 てバ
- 三 す |害者 1 立支援法 に 基 づ < 指 定障害者支援施設等 \mathcal{O} 人 員、 設 備 及 び

兀 障 者 自 <u>\f</u> 支援 法 に 基 づ < 障 害 福 祉 サ ピ ス 事 業 \mathcal{O} 設 備 及 び 運 営 関 す る

進

- 五. 進 障 害 者 自 <u>\frac{\frac{1}{3}}{1}</u> 支 援 法 に 基 づ < 地 域 活 動 支 援 セ ン タ \mathcal{O} 設 備 及 てバ 運 営 関 す
- 六 障 害 自 <u>\f}</u> 支援 法 づ 祉 ホ Δ \mathcal{O} 設 備 及 び 運 営 関 す る 基
- 七 自 1 支援法 に 基 づ < 障 宇者支 援 施 設 \mathcal{O} 設備 及 び 運 営 に 関 す る 基
- 第三条 じ 従 る \mathcal{O} 基準 他 V \mathcal{O} きは 条例 法 \mathcal{O} に 例 基 条 に で ۲ 定 づ 例 ょ る \mathcal{O} 8 \mathcal{O} 施 条 ることとされ 命 行 令 例 に \mathcal{O} 以 所要 日 下 以 \mathcal{O} た \mathcal{O} 下 改 正 基 条 施行 が 準 12 行 で お あ 日 わ 11 て れ 0 と る て 「基準 ま V この で う。 省 \mathcal{O} \smile 令等」 間 条例に定 は、 以 後、 と 基 8 準 法 11 う。 省 及 \mathcal{O} 令等 な び 基準 11 Ł に \mathcal{O} 規 規 省 \mathcal{O} 定 が 定 令 生 す
- 兀 行 0 1 日 条 ては、 施行 1 当該 う。 日 か 各号 5 附 \mathcal{O} に 前 則 定め 第 日 ま _ る規 で 条 \mathcal{O} た 定 間 だ に に 規定す 書に おけ る 規 定す る基準とす 次 \mathcal{O} 各号に る 規定 る。 掲げ \mathcal{O} 施 行 る 設 \mathcal{O} 備 日 に 関 以 す 下 る \neg 基 準
- ス 「省令」という。 指定生 \mathcal{O} 事業等 活介護事 0 人員、 業 第 設 所 備 八 \mathcal{O} + 及び 設 備 条 運 営 障 上害者自 に 関す ,る基準 立支援法に 次 号か 基 づ 5 < 第六号ま 指 定 障 害福祉 で に お サ 11 て ピ
- る 指定自 省令第 1 八 +訓 _ 練 条 (機 能 訓 練) 事業 所 \mathcal{O} 設 省令 第百 五. + 八 条 に お VI て 準 用 す
- 三 指定自 <u>\frac{1}{2}</u> 訓 練 (生活 訓 練 事 業 所 \mathcal{O} 設 備 省令第 百 六 + 八 条
- 兀 指定就 労 移 行 支援 事 業所 \mathcal{O} 設 省 令 第 百 七 +九 条 に お 11 て 準 用 す る 省 令
- 八十一条

Ŧī.

指定就

労継

続支援

Α

型

事

業

所

 \mathcal{O}

設

備

省

令

第

百

八

+

八

条

- 六 指定就 労継 続 支援 В 型 事 業 所 \mathcal{O} 設 備 省 令 第二百 条 に お 11 7 準 用 す る 省 令
- 百八十八条
- 七 指定 障 害者支援 施 設 等 \mathcal{O} 設 障 害 者 自立支 援法 に 基 づ 指 定 障 害 者 支 援 施
- \mathcal{O} 員、 設備 及 び 運 営 に 関 す る 基準 第六
- 八 生活 び 介 護事 運 営 業所 に 関 す \mathcal{O} る基 設 備 準 障 次号 :害者 カュ 自立支援法に ら第 十三号ま 基づ で に お 障 害福 1 T 「省令」 祉 サ ピ ス 11 事 う。 \mathcal{O}

八

- 九 自 <u>\frac{1}{2}</u> 条 練 機 能 訓 練) 事 業 所 \mathcal{O} 設 省 令 第 五. +五. 条 に お 11 て 準 用 す る
- +自 立. 練 生 活 訓 練) 事 業 所 \mathcal{O} 設 省 令 第 五 +八
- +労 移 行 支援 事業所 \mathcal{O} 設 省令 第 七 十条に お 11 て 準 用 す る省令第三十八

十二 就労継続支援A型事業所の設備 省令第七十四条

て準 V 用 て 「就労継続支援B型事 労継 する省令第七 続支援 В +型 四条 \mathcal{O} 事業を行う者が当該事業を行う事業所 業所」とい う。 \smile \mathcal{O} 設 備 省令第 八 附 +八 則第六条に 条に お い

+及び 兀 運営に関する基 障 害者支援施設 準第十条 の設備 障 害 者 自 立支援法 基 づ 障 害者支援 施 設 \mathcal{O} 設

第五条 は 間 に支障が は、 ては 「 及 び 定員 一部施 同 な 一人当た 多目 表 当該事業所が増築され の第二欄に掲げる規定中 い広さを有する」 的室」 行 日に ŋ Ł, \equiv お V • て現に 三平方メー 同 表 \mathcal{O} 存する次 第三欄に 又は改築される等建 トル 同表 静養室 \mathcal{O} 以上とす 掲 \mathcal{O} 第四欄 げ 表 る規定中 \mathcal{O} 第 に掲げ Ś 医務 室及 とあ 物 に る規定は 掲 の構造を変更する び多目 \mathcal{O} る げ \mathcal{O} 訓 る は 練 事 [的室] 業所 適用 訓練又 作業室 しな \mathcal{O} と 設 は あ \mathcal{O} ま で 面 る 積 \mathcal{O} \mathcal{O} \sim

		-	
第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
指定生活介護	第八十三条第	第八十三条第二	第八十三条第二項第五号
事業所の設備	項	項第一号イ	及び第六号並びに第四項
指定自立訓練	第百四十五条	第百四十五条に	第百四十五条において準
(機能訓練)	において準用	おいて準用する	用する第八十三条第二項
事業所の設備	する第八十三	第八十三条第二	第五号及び第六号並びに
	条第一項	項第一号イ	第四項
生活介護事業	第三百六条第	第三百六条第二	第三百六条第二項第五号
所の設備	一項	項第一号イ	及び第六号並びに第四項
自立訓練(機	第三百二十三	第三百二十三条	第三百二十三条において
能訓練)事業	条において準	において準用す	準用する第三百六条第二
所の設備	用する第三百	る第三百六条第	項第五号及び第六号並び
	六条第一項	二項第一号イ	に第四項
		=	

第六条 目的 人当たり三・三平方 は、 ては 室」 同 当 該 部施 表 \mathcal{O} 第二欄 事業所 行 日に 同 表 お \mathcal{O} に が :増築さ 掲 メ 第三欄に V げる規 て現に れ ル · 掲 げ 定中 以上とす 存する次 又 る規 は改 ر ک 築され 定 静 \mathcal{O} 中 養 表 とあ 室 \mathcal{O} る等 及 第 び \mathcal{O} る 多目 訓 建 \mathcal{O} 練 は 物 に の構造を 的 掲げ 作業室 訓 室 練 る事業所 لح 又 変更す は \mathcal{O} あ 作業に 面 る 積 \mathcal{O} \mathcal{O} は は る 設 支 ま 障が 定員 及 で び \mathcal{O} 0

ない広さを有する」とし、 同表の第四欄に掲げる規定は適用しない。

項第五号	項第一号イ	条第一項	
三百四十一条第二	三百四十一条第二	る第三百四十一	設備
おいて準用する第	おいて準用する第	において準用す	B型事業所の
第三百五十五条に	第三百五十五条に	第三百五十五条	就労継続支援
			設備
二項第五号	二項第一号イ	第一項	A型事業所の
第三百四十一条第	第三百四十一条第	第三百四十一条	就労継続支援
五号	一号イ	一項	
三百六条第二項第	三百六条第二項第	る第三百六条第	
おいて準用する第	おいて準用する第	において準用す	事業所の設備
第三百三十七条に	第三百三十七条に	第三百三十七条	就労移行支援
			所の設備
二項第五号	二項第一号イ	第一項	活訓練)事業
第三百二十六条第	第三百二十六条第	第三百二十六条	自立訓練(生
五号	一号イ	一項	
七十六条第二項第	七十六条第二項第	第百七十六条第	所の設備
いて準用する第百	いて準用する第百	おいて準用する	支援B型事業
第百八十八条にお	第百八十八条にお	第百八十八条に	指定就労継続
			所の設備
項第五号	項第一号イ	一項	支援A型事業
第百七十六条第二	第百七十六条第二	第百七十六条第	指定就労継続
号	号イ	項	
十三条第二項第五	十三条第二項第一	第八十三条第一	設備
いて準用する第八	いて準用する第八	おいて準用する	支援事業所の
第百六十七条にお	第百六十七条にお	第百六十七条に	指定就労移行
			事業所の設備
項第五号	項第一号イ	一項	(生活訓練)
第百五十五条第二	第百五十五条第二	第百五十五条第	指定自立訓練
第四欄	第三欄	第二欄	第一欄

たり三・三平方メートル以上とする」とあるのは「訓練又は作業に支障がない広室」と、同表の第三欄に掲げる規定中「一の訓練・作業室の面積は、定員一人当同表の第二欄に掲げる規定中「、静養室及び多目的室」とあるのは「及び多目的 さを有する」とし、同表の第四欄に掲げる規定は適用しない。 ては、当該施設が増築され、又は改築される等建物の構造を変更するまでの間は、

号、第三項及び第六項第四百一条第二項第九	項第一号口第四百一条第二	第一項	の設備
号、第三項及び第 第二百十七条第二	第二百十七条第	条第一項	施設等の設備
第四欄	第三欄	第二欄	第一欄